

宮ヶ瀬湖の有効利用に関する

検討委員会

報告書

(本編)

平成9年3月

財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

## 目 次

第1章	湖面利用にあたっての基本的考え方	
1.	宮ヶ瀬ダム機能と湖面利用にあたっての前提	1
2.	想定される湖の環境条件	13
3.	湖面利用の基本的考え方	17
4.	水質保全の基本的考え方	17
5.	湖面利用の内容とゾーニング	20
6.	宮ヶ瀬湖湖面利用の体系	23
7.	湛水後の環境調査について	24
第2章	魚類資源増大事業	
1.	県内の湖における放流事業の事例	26
2.	資源増大方針	27
3.	施設整備方針	31
4.	運営方針	33
第3章	遊漁利用	
1.	県内湖の遊漁利用の事例	35
2.	利用方針	38
3.	施設整備方針	43
4.	運営方針	48
第4章	湖面遊覧事業	
1.	県内湖の遊覧事業の事例	50
2.	利用方針	51
3.	施設整備方針	52
4.	運営方針	55
第5章	湖面スポーツ利用	
1.	県内の湖面スポーツ利用の事例	58
2.	利用方針	59
3.	施設整備方針	64
4.	運営方針	70
5.	事故対策	72
第6章	学習・教育事業	
1.	県内湖における学習教育活動の事例	74
2.	事業内容	74
3.	施設整備方針	79
4.	運営方針	81
第7章	宮ヶ瀬湖憲章（仮称）の制定について	
1.	憲章の背景と必要性	83
2.	湖面利用にあたっての基本的理念と憲章制定の提言	84
3.	湖面の利用に関する論議の内容	84
4.	憲章に盛り込むべき事項	90
5.	今後の対応	90
6.	宮ヶ瀬友の会（仮称）の設立について	90
・資料		
1.	検討委員会における検討経過	
2.	宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会設置要綱	

# 第1章 湖面利用にあたっての基本的考え方

## 1. 宮ヶ瀬ダム機能と湖面利用にあたっての前提

### (1) 宮ヶ瀬ダムの機能

宮ヶ瀬ダムの機能は次のとおりである。

#### ① 洪水調整

相模川の洪水調整のため、湖内への流入量が  $100\text{m}^3/\text{秒}$  までは流入量を放流し、 $100\text{m}^3/\text{秒}$  に達してからは放流管のゲートを一定開放して放流する。これに要する洪水調整容量は  $4,500\text{万m}^3$  としている。

#### ② 維持流量の確保

ダム下流の中津川の河川維持流量と不特定かんがい用水を確保する。また、相模川本流のダム（相模、城山ダム）で補給している既得水利等の安定性を高める。

#### ③ 上水利用

神奈川県東部および県央地域への水道用水として、日最大  $130\text{万m}^3$  ( $15.05\text{m}^3/\text{秒}$ ) の取水を供給する。これに対する補給容量は、洪水期で  $1\text{億}1,820\text{万m}^3$ 、非洪水期で  $6,080\text{万m}^3$  である。

#### ④ 発電利用

県が愛川第1、2発電所を建設する。第1発電所の最大出力は  $24,200\text{kw}$ 、第2発電所の最大出力は  $1,200\text{kw}$  である。

## (2) 湖面利用にあたっての前提

宮ヶ瀬湖の利用にあたってはダムの管理を最優先させる。したがって、湖面の利用に際してはダム管理者と十分協議して、適正な利用が図れるように配慮する。

## (3) 宮ヶ瀬湖周辺整備計画

### ① 宮ヶ瀬湖周辺整備計画の概要

- ダム完成によってできあがる湖周辺を、自然を生かし自然とふれあう場所として再生するため、湖畔地区（清川村）、鳥居原台地地区（津久井町）、ダムサイト地区

( 愛川町) の3ヶ所を拠点整備する。

この3地区以外は極力自然を保全していくかたちで周辺整備を進めていくことになっている。

拠点3地区で現在公共により計画されている拠点施設等の整備内容は表1-1-1のとおりである。

表1-1-1 拠点3地区の予定整備施設

拠点整備区域	主な施設	整備地区	整備主体
1. 宮ヶ瀬湖畔地区 ・思索・交流・研修活動の拠点  ・自然とふれあうスポーツ・レクリエーション活動の拠点  ・環境学習活動の拠点	①水をテーマとする園地 ②宮ヶ瀬やまなみセンター(仮称) ③宿泊型学習・研修拠点施設 ④多目的集会施設 ⑤保健センター(仮称) ⑥国体競技会場(カヌー競技施設)	及沢地区	国, 県  県 村 市町村 共済 県
	①国体競技会場(カヌー運営施設等) ②のりもの広場・駐車場	小中沢地区	県  国・財団
	①郷土資料館(仮称), 望郷の家(仮称)	及沢地区	国, 村
2. 湖面・湖岸	①水上ステージ等 ②通船 ③棧橋等		国 民間 国
3. 鳥居原台地地区 ・スポーツ・レクリエーション活動の拠点 ・芸術活動の拠点	①国体競技会場(馬術)	鳥屋地区	県, 町
	①アート・ホール(仮称) ②園地 ③駐車場	鳥屋湖岸地区	町 国, 県 国
4. 北岸道路	①工事用道路		国
5. ダムサイト地区 ・ダム施設  ・水資源開発の学習の拠点  ・地域の自然・文化とのふれあい, 地場産業振興の拠点	①ダム見学施設 ②水とエネルギー館(ダム記念館)(仮称)	ダム施設地区	国 国, 町, 利水者, 財団
	③園地 ④駐車場		国, 県 国
	①工芸・工房村(仮称) ②愛川町郷土博物館(仮称) ③あいかわ公園	向原地区	県 町 県



② 宮ヶ瀬湖畔地区

- 宮ヶ瀬湖畔地区に計画されている施設整備の内容は表1-1-2に示すとおり。
- 小中沢園地は、かながわ国体のカヌー競技場となり、国体終了後カヌー広場として活用されることになっており、のりもの広場がすでに開園している。
- 及沢園地は、既存の「水の郷」の他に水位変動を受けない親水池の計画がある。また、湿地帯などのビオトープが計画されている。
- この地区で湖面利用に関する施設は、①カヌー広場（管理事務所、艇庫、栈橋）、②湖上交通船発着場、③親水池である。

表1-1-2 宮ヶ瀬湖畔地区に計画されている施設

小中沢園地	カヌー広場	カヌー管理事務所, カヌー艇庫, カヌー栈橋
	のりもの広場	パターゴルフ場, ゴーカートコース, バッテリーカー広場, サイクル広場, サイクルモノレール, 管理棟・倉庫
	展望広場	
	駐車スペース	
及沢園地	水の郷ゾーン (B代替地)	水の郷, テラスガーデン, 水の郷広場, バスターミナル 駐車場(大型, 業務用)
	遊びのゾーン	入口広場(やまなみセンター, メイン階段)
		ふれあい広場(郷土資料館, 望郷の家, 多目的集会施設 宿泊型学習研修施設, 湖上交通船着場, 吊り橋広場)
		ちびっこ広場(水の冒険トリム, 園地, 緑地)
		運動広場
		もみのき広場
	水のゾーン	親水池(ボードウォーク, ボートハウス, 砂浜, ビオト ープ湿地, 見晴し台, 岩場, 湖中堤) A代斜面緑地(デッキ広場, レストハウス, ロックガー デン, 緑地)
	森のゾーン (及沢の森)	麓の森(ピクニックエリア, じゃぶじゃぶ池, 自然体験 広場, 麓の森)
		水の森(河原, 池・湿地, 水防林)
		丘の森
谷の森		

③ 鳥居原台地地区

- 鳥居原台地地区に計画されている施設整備の内容は表1-1-3に示すとおり。
- 地区にはバラを主体としたローズパーク、オートキャンプ場等が整備される予定。
- 湖面利用に関係する施設としては、①乗船施設（湖上交通施設の船着場）、②栈橋（ボートカヌー等の乗り場）がローズパークとオートキャンプ場に2ヶ所に設置される計画である。

表1-1-3 鳥居原台地地区に計画されている施設

津久井ローズパーク施設	センターハウス	管理・運営の核施設
	アートホール	文化・交流拠点
	グラスハウス	温室、物販施設
	物産販売所	地元地域の特産品の販売所
	展望台	展望施設、休憩地点
	展望テラス	展望広場、イベントステージ
	乗船施設	湖上交通施設の船着場、浮体構造施設
	シンボルモニュメント	ランドマーク
	バラ・バラ科園	庭園、観賞、教育施設
	つるバラ園	法面につるバラを植栽
	樹木園	地域性のある庭、記念植樹の場
	自然生態公園	自然観察の場
	イベント広場	芝生広場、繁忙期には臨時駐車場
	駐車場	ローズパークを訪れる人々や湖上交通
レクサイドヴィレッジ 施設	センターハウス	管理・運営の中心施設
	オートキャンプサイト	サニタリーハウス併設
	フリーテントサイト	バーベキュー、キャンプサイト、炊事棟、野外卓等
	栈橋	ボート、カヌー等乗り場兼釣り栈橋
	駐車場	専用駐車場
ネイチャーフォレスト施設	展望台	展望施設
	展望園地	
	林間広場	野鳥観察や自然観察の場、ボートテラス
	散策路	自然観察路、遊歩道

「宮ヶ瀬ダム鳥居原地区整備計画に対する検討結果報告書」より作成

④ ダムサイト地区

- ダムサイト地区に計画されている施設整備の内容は表1-1-4に示すとおり。
- ダムサイトにはあいかわ公園のほかに、ダム記念館等の施設整備が計画されている。
- 湖面利用に関する施設は湖上交通船着場である。

表1-1-4 ダムサイト地区に計画されている施設

ビューハイクゾーン	青山沢	入口広場, 原っぱ, 展望広場, 正面展望台
	原石山	頂上展望台(上段), 中段広場(中段), 原石山下段広場(下段) 南山遊歩道, 園路(階段)
センターゾーン	ダムサイト 左岸平場	ダム管理所, 休憩広場, 展望広場, 7-11の階段
	ダムサイト 右岸平場	水とエネルギー館(ダム記念館仮称), インクライン, インクライン駅, エレベーター, 湖面眺望広場, 遊覧船発着広場, 記念館前広場, ダム撮影デッキ, 湖上交通船着場, 遊歩道入口広場, 網場
	ダム直下平場	右岸直下広場, 左岸直下広場
	左岸側尾根	岸側尾根遊歩道
リラクゼーションゾーン	仮設備跡地1	駐車場, 溪流遊歩道・広場
	仮設備跡地2	ダム管理施設, 副ダム
	あいかわ公園	ふれあい広場, 物産館・公園管理棟, 疎林広場(臨時駐車場), 工芸工房村, 花の斜面, 丘のアトリエ, 風の広場, 風のみち, 花の森, 冒険とりで 愛川郷土博物館, 花の谷, 自然観察林

⑤ 宮ヶ瀬湖周辺の将来想定される利用者数

- 宮ヶ瀬湖周辺の各拠点ゾーン別の利用想定者数は表1-1-5に示すとおり。
- これら3拠点で年間250万人の利用者数を想定している。
- この利用想定者数はわが国の人工湖では多分最大の規模になるであろう。

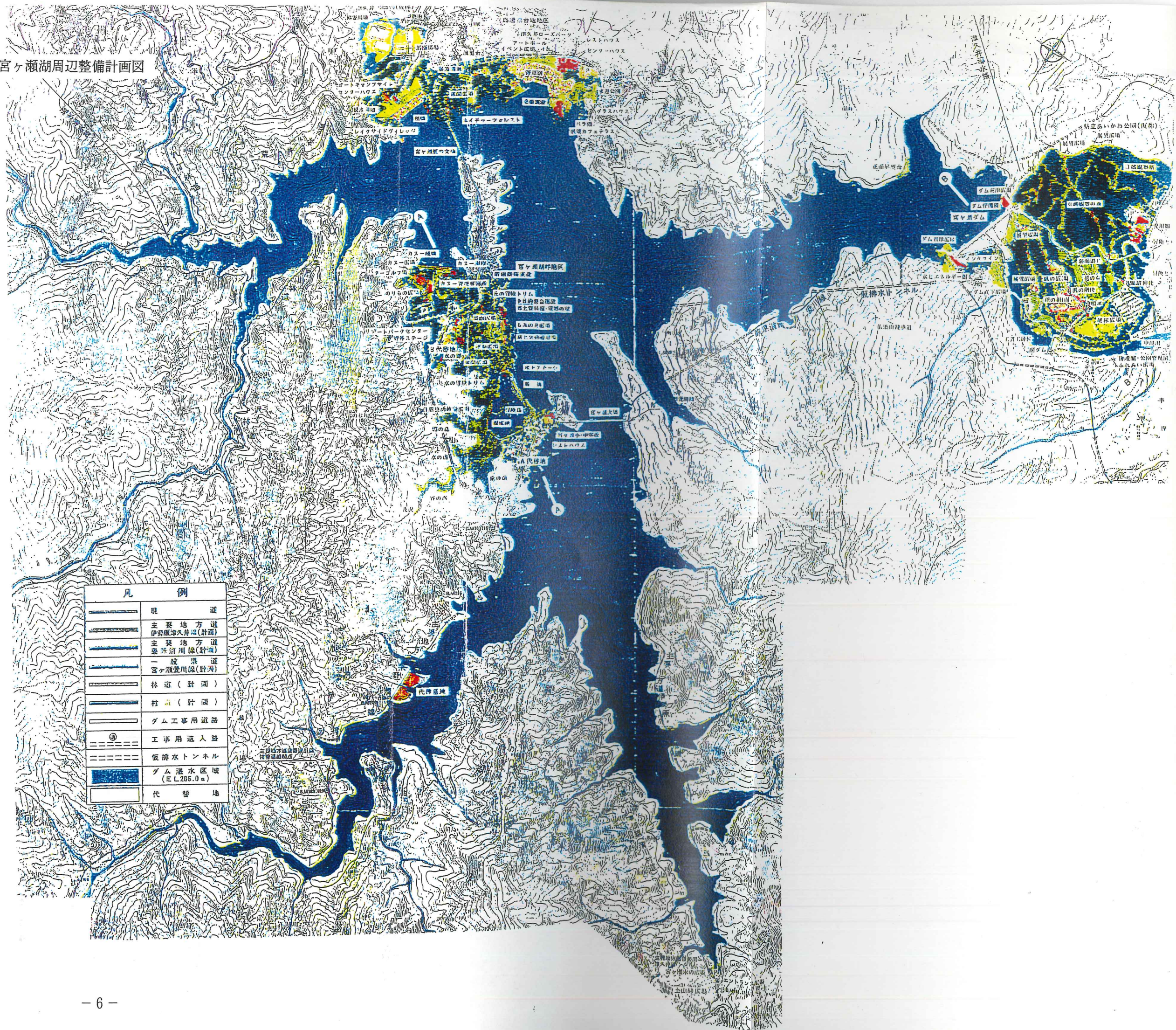
表1-1-5 ダムサイト地区に計画されている施設

ゾーン区分	年間利用者数	日利用者数	同時滞在利用者数
ダムサイトゾーン	1,200,000人	12,000人	5,200人
宮ヶ瀬ゾーン	900,000人	9,000人	4,200人
鳥居原ゾーン	400,000人	4,000人	1,600人
宮ヶ瀬湖周辺全体	2,500,000人	25,000人	11,000人

(財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団資料より作成



図1-1-1 宮ヶ瀬湖周辺整備計画図



凡 例	
	現 道
	主要地方道 伊勢原久井線(計画)
	主要地方道 栗沢清川線(計画)
	一般県道 宮ヶ瀬川線(計画)
	林道(計画)
	村道(計画)
	ダム工事用道路
	工事用進入路
	仮排水トンネル
	ダム排水区域 (E.L.205.0m)
	代 替 地



図1-1-2 宮ヶ瀬湖畔地区整備基本計画

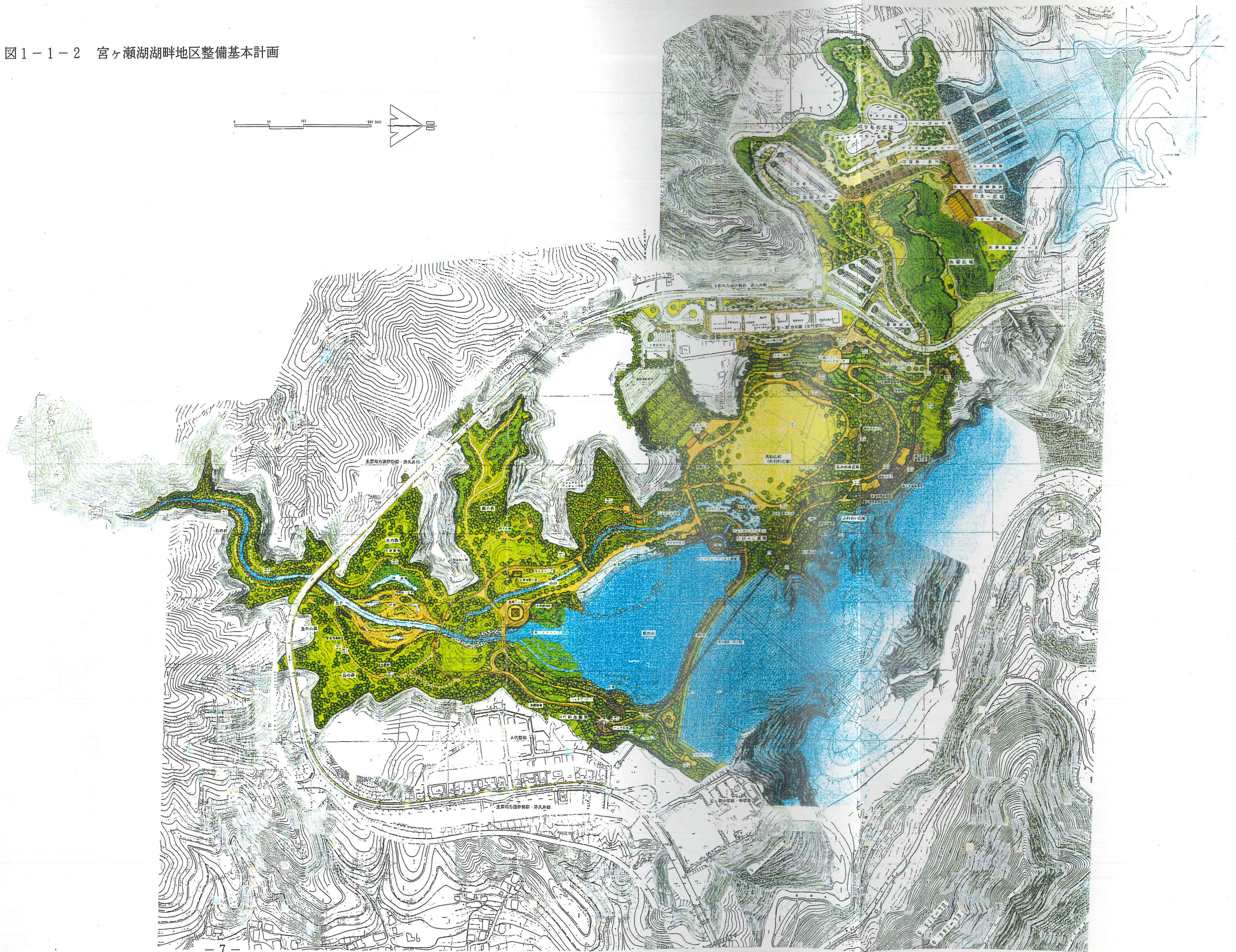
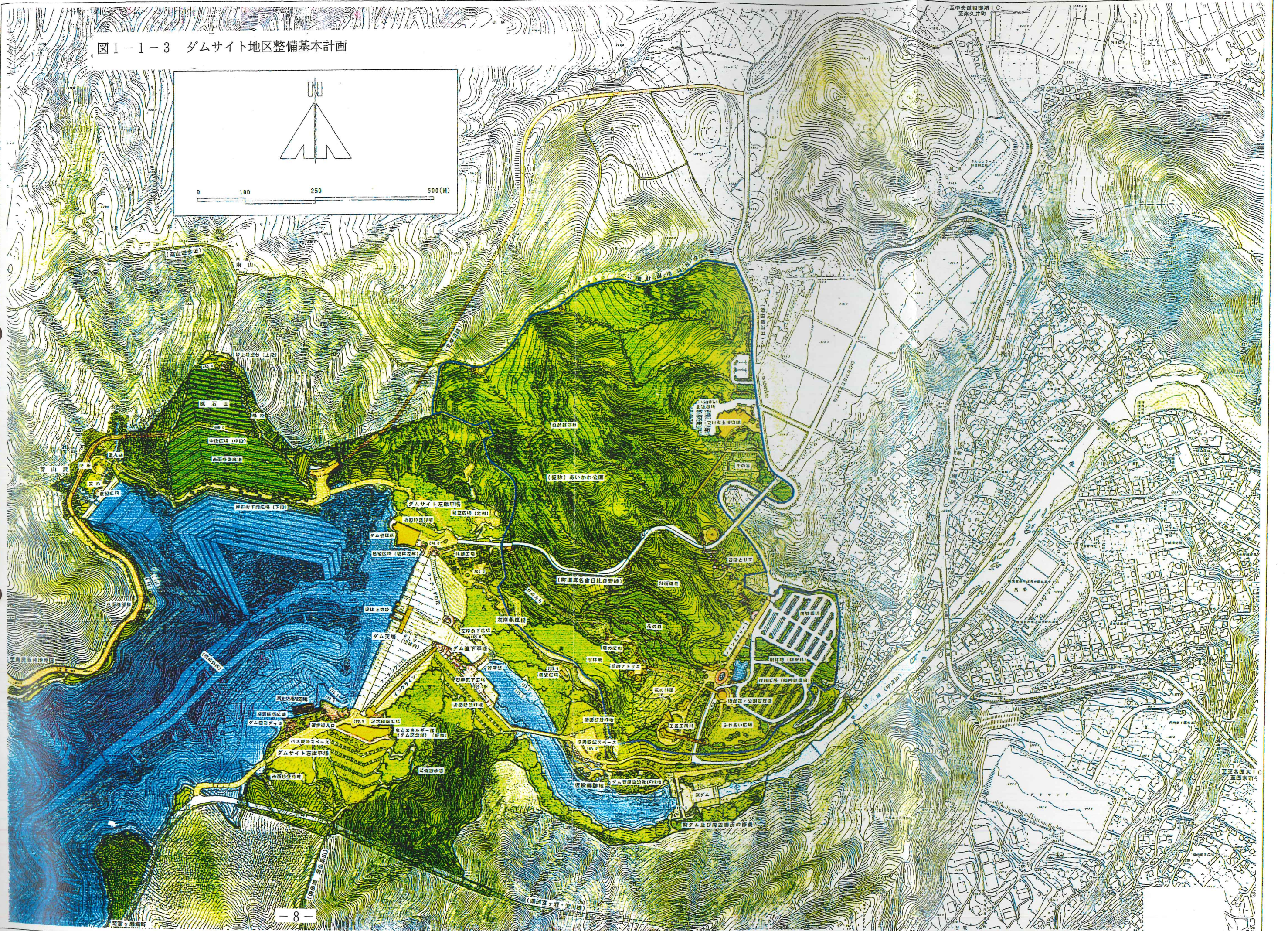




図1-1-3 ダムサイト地区整備基本計画







津久井ローズパーク

上ノコナス原  
センターハウス  
パーク  
バス停  
物産部  
センターハウス  
パーク  
バス停  
物産部

管理棟  
211号

0 50 100 150 200 250 300 350 400 450 500 550 600 650 700 750 800 850 900 950 1000

#### (4) 水面利用計画

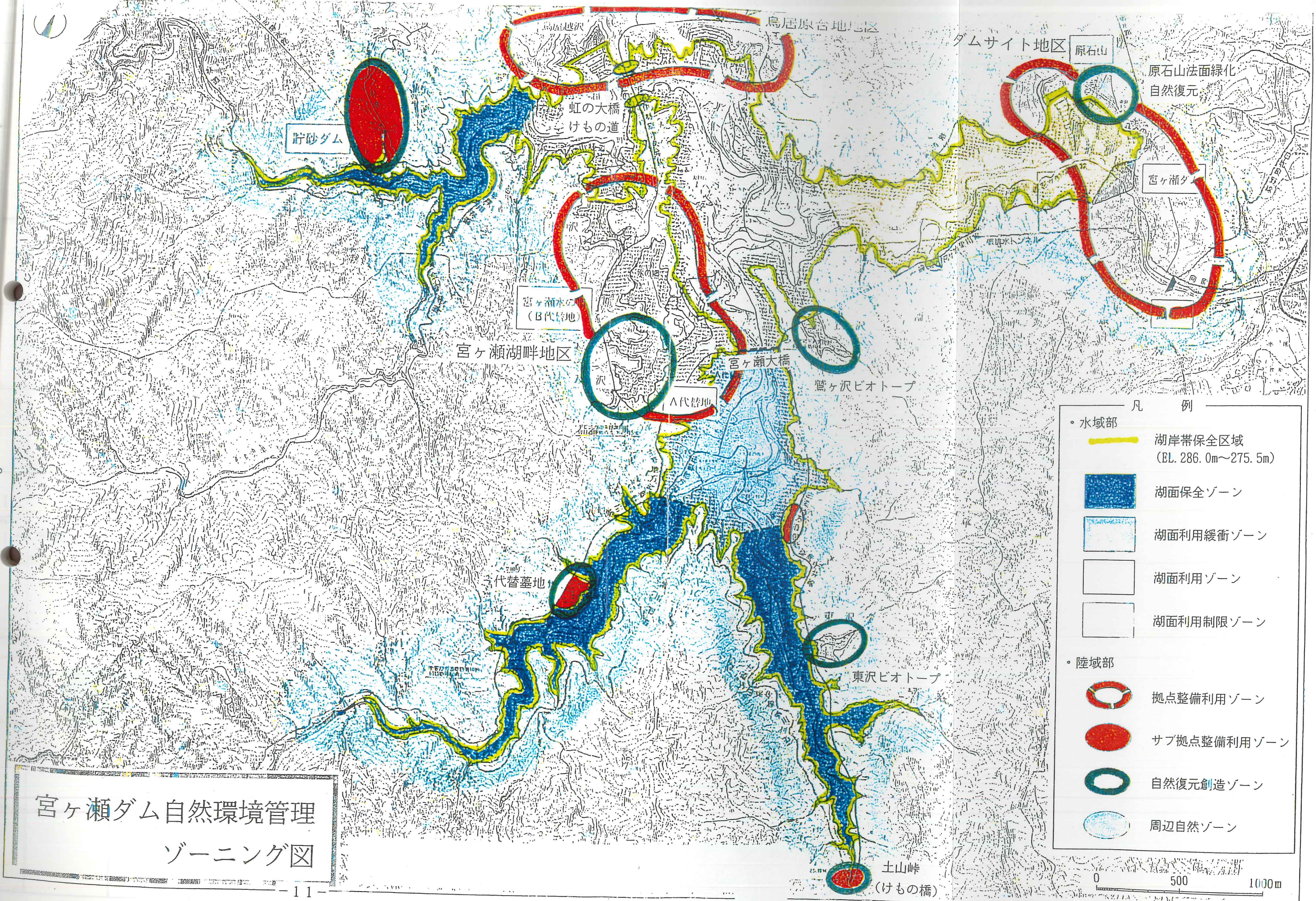
##### ① 宮ヶ瀬湖の湖面環境計画

- 宮ヶ瀬湖の湖面環境管理のゾーニング計画を図1-1-5に示した。
- 宮ヶ瀬湖の環境管理計画では、湖面の管理を①湖面保全ゾーン、②湖面利用緩衝ゾーン、③湖面利用ゾーン、④湖面利用制限ゾーンの4つのゾーンに区分している。
- 湖面利用ゾーンは宮ヶ瀬湖の中央部に限定されている。

##### ② 湖畔地区整備計画

- 湖畔地区のゾーニング案を図1-1-6に示した。
- 湖畔地区は、①森のゾーン、②水のゾーン、③遊びのゾーンに区分されている。





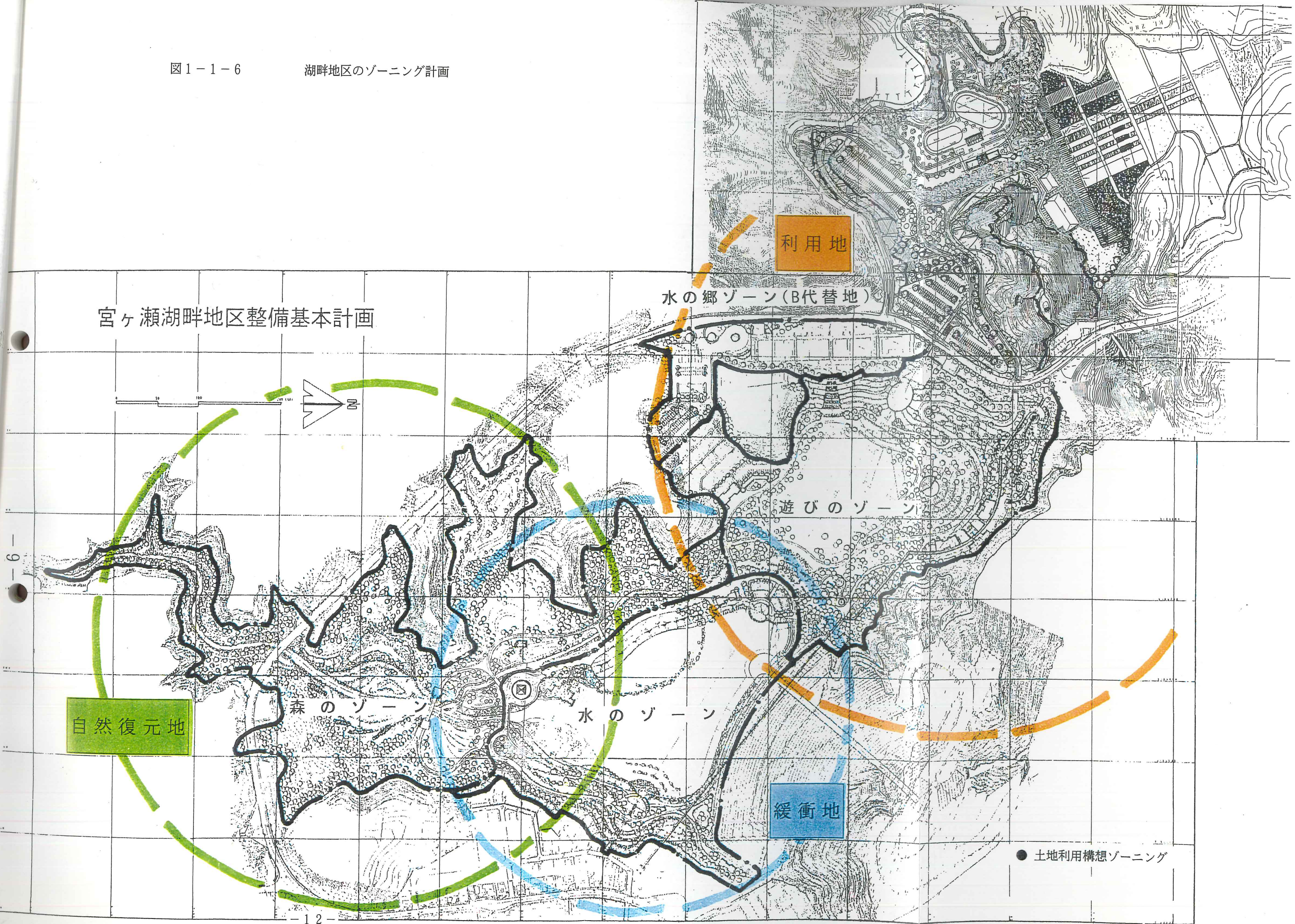
凡 例

・水域部	
	湖岸帯保全区域 (EL. 286.0m~275.5m)
	湖面保全ゾーン
	湖面利用緩衝ゾーン
	湖面利用ゾーン
	湖面利用制限ゾーン
・陸域部	
	拠点整備利用ゾーン
	サブ拠点整備利用ゾーン
	自然復元創造ゾーン
	周辺自然ゾーン

宮ヶ瀬ダム自然環境管理  
ゾーニング図



宮ヶ瀬湖畔地区整備基本計画



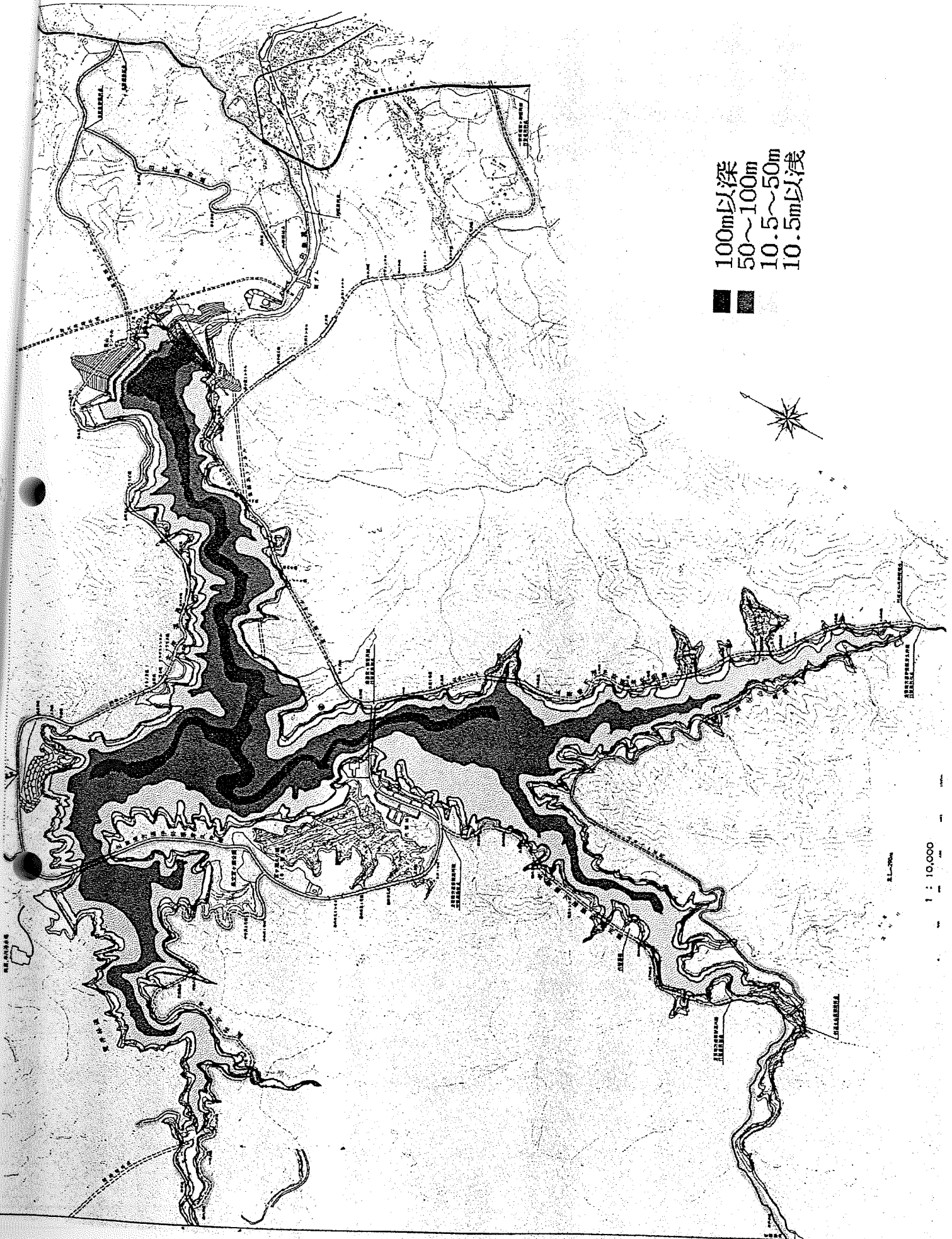


## 2. 想定される湖の環境条件

### (1) 水深と水位変動

宮ヶ瀬湖の等深線を図1-2-1に示した。宮ヶ瀬湖における水深の特徴は次のとおりである。

- 湖内の水深は急深であり、50m以深の水域が8割近くを占める。
- 宮ヶ瀬湖は洪水調整の機能を果たす必要があることから、6月16日から10月15日までの洪水期には水位を下げる。
- 洪水調整によって湖面の水位は10.5m以上変動することになるので、湖面利用に当たってはこの点に十分配慮する必要がある。
- なお、宮ヶ瀬湖は急深な湖底地形であることから水位変動が生ずる水域面積は少ない。
- 水位変動に伴って低水位時には流入河川と湖の連絡が断たれる可能性がある。



100m以深  
 50~100m  
 10.5~50m  
 10.5m以浅

1 : 10,000

図1-2-1 宮ヶ瀬湖の等深線図

(2) 水温条件

① 上層水温の検討

県内の代表的湖の9月と2月の表層水温のデータと流入河川の水温を比較して、表1-2-1に示した。

将来の宮ヶ瀬湖の表層水温は6~24℃程度の範囲で変動するものと想定される。

表1-2-1 宮ヶ瀬湖の表層水温の最高水温(9月)と最低水温(2月)の予測  
単位:℃

湖沼名	湖面標高	9月の水温		2月の水温		河川名
		湖央	流入河川	湖央	流入河川	
宮ヶ瀬湖	28.6m	23.0	17.2	6.5	6.5	中津川
津久井湖	12.4m	24.1	20.0	6.6	7.2	道志川
相模湖	16.7m	21.5	18.5	6.8	9.2	桂川
丹沢湖	32.1m	24.0	18.4	6.9	5.3	玄倉川
芦ノ湖	7.25m	22.7	なし	6.0	なし	なし

データは1993年9月と1994年2月のデータ(曜日、時間は異なる)  
出典:平成5年「神奈川県水質調査年報」

② 水温鉛直分布の検討

- 宮ヶ瀬湖では丹沢湖と同様に5~9月は成層期、11~3月は循環期になると予想される。
- 夏季には水温躍層が水深10~15m付近に形成され、水深20m以深は10℃以下、水深30mでは7℃台になると推定される。
- 冬季は鉛直混合が活発になり、表層から下層まで6~8℃程度の水温となり、この時期に酸素が大気中より溶け込むと推定される。
- 宮ヶ瀬湖は県内の湖のなかでは最も深い湖になるので、夏季の低水温の水塊の容量は極めて大きなものになる。
- したがって、溶存酸素が十分にあれば、冷水性魚種の生息に適していると判断される。
- なお、宮ヶ瀬湖はエアレーションの設置と表層水を流す予定になっているが、上記の傾向は基本的に変わらないものと推定される。

### (3) 栄養塩類

- 湖内の栄養塩類濃度は丹沢湖のレベルに近くなるものと想定されるが、宮ヶ瀬湖への生活排水等の流入は極力防止されるため、管理次第では栄養塩類の濃度は丹沢湖より低いレベルになるものと予想される。

### (4) 溶存酸素

- 溶存酸素は冬季の循環期に大気中より、ガス交換によって供給される。
- 成層後は躍層以深では酸素の供給はほとんどなくなることから（光合成による供給も不可能）、躍層以深では一方的に溶存酸素が消費されることになる。
- 酸素の消費は湖底面での有機物の分解消費によるところが大きく、湖底付近から徐々に溶存酸素が消費される。いわば夏季は冬季の貯金を消費する構造となる。
- 湖の水深が深ければ、冬季の循環期に貯留される溶存酸素の絶対量が多いため、低酸素層が現れる水深はより深くなる。
- 丹沢湖の水深は約60mであり、魚類の生息限界と思われる飽和度50%の水深は湖水深の半分の30m付近であった。宮ヶ瀬湖の水深は100m以上に及び、湖の7割程度が水深50m以深となることから、50%以下の低酸素層が現れる水深は丹沢湖よりも深くなるものと推定される。

### (5) 餌料の条件

- 湛水直後は、湖水の富栄養化が起こり、動植物プランクトン生産量は一時的に増加すると想定される。
- その後は生産力がある程度まで低下し、再び徐々に富栄養化が進むものと推定される。
- 宮ヶ瀬湖では下水道が整備され、湖への流入水の栄養負荷は極力抑えられるため、富栄養化の速度は県内の人造湖に比べ遅いと予想される。
- なお、湖内のプランクトン相は、湛水後、植物プランクトンの優占種は珪藻類から藍藻類へ、動物プランクトンでは甲殻類から輪虫類へと一般的に遷移するものと思われる。

### 3. 湖面利用の基本的考え方

湖面利用を検討するにあたっての基本的考え方は次のとおりとする。

- 治水，利水，水質保全に影響を及ぼさない範囲での湖面利用。
- 湛水後の自然環境を保全し，自然環境と調和のとれた湖面利用。
- 安全性の確保を優先した湖面利用。
- 教育，学習機能に十分考慮した湖面利用。
- 地域の観光資源との連携，地域振興に反映できるような湖面利用。
- 各種湖面利用との調和のとれた総合的な湖面利用（利用秩序を維持するために利用ゾーン，緩衝ゾーン，保護ゾーンに区分）。
- 宮ヶ瀬湖の環境保全を目的とした湖面利用に関する倫理規定を盛り込んだ「宮ヶ瀬湖憲章（仮称）」の策定と周知徹底。

### 4. 水質保全の基本的考え方

- 宮ヶ瀬湖内の水質保全に十分配慮することとし，富栄養化を防止する。
- このため，湖面利用にあたっての水質保全には次のような対策を前提とする。
- 特に法面の植生対策は近年の関心事であり，植栽マット工法・植栽ブロック工法・透水性コンクリート技術などがあり，これらの実用化については裸地対策等で検討されている。

<p>■ 流入負荷防止</p>	<p>① 生活雑排水の流入防止 ② 後背地の乱開発防止 ③ 山林の維持と落葉樹の植林</p>
<p>■ 湖面利用による負荷防止</p>	<p>① 給餌養殖の禁止 ② 油使用の船舶の原則禁止 ③ 餌釣りの原則禁止 ④ 野鳥の餌付けの原則禁止</p>
<p>■ 湖内栄養塩類の回収</p>	<p>① バイオマス（魚類）としてのストックと回収 ② 湖内食物連鎖形成による適正なエネルギーの形成 ③ 浮島（植物で構成）による吸収</p>
<p>■ ダム法面の土砂流入防止（植栽）</p>	<p>① 各種工法の適性試験の後，本格工事の導入</p>



## (1) 流入負荷防止

### ① 生活雑排水等の流入防止

- 湖岸開発地区は3ヶ所の拠点ゾーンに限定する。拠点ゾーン以外からの水質負荷は発生させない。
- 拠点ゾーンで発生する排水は全て管理し、湖内には流入させない。
- 代替地からの生活排水は集中管理し、湖内には流入させない。
- カラス等の鳥害により発生するゴミは、湖周辺全体の問題であり、今後周辺町村と十分に協議して対処する。

### ② 後背地の乱開発防止

- 湖内に流入する早戸川、中津川の上流の開発は規制する。
- したがって、自然の負荷以外は発生させない。
- 土砂の流入を防止するために林道等の開発は原則として行わない。またやむを得ず行う場合は慎重に行う。

### ③ 山林の維持と落葉樹の植林

- 落葉樹と針葉樹では保水力に10倍の差があり、土砂の流入防止のため、落葉樹の植林を長期的視点にたって推進する。
- 山林の荒廃を防止するため、植林や間伐等の手入れを徹底する。

## (2) 湖面利用による負荷防止

### ① 給餌養魚の禁止

- 湖面の利用にあたっては給餌する養魚は禁止し、水質汚染の原因となる残餌や排泄物の負荷を与えない。

### ② 油使用の船舶の原則禁止

- 油を使用する船舶は油汚染の原因となるため、この航行を禁止する。
- ただし、救助用の船舶に関しては緊急時に対応するために数隻に限定してこれを許可する。
- 湖面利用の船舶は人力タイプのみとし、スポーツタイプの利用のみを許可する。

### ③ 餌釣りの原則禁止

- 大量の撒き餌をするヘラブナ釣りは禁止する。
- その他の撒き餌も禁止する。

- ワカサギ釣り等少量の生物餌料を使用するものについては認める。
- ルアーやフライフィッシング型の釣りを奨励する。
- 釣りによる汚染が確認された場合、状況が回復するまでの禁漁措置等を講ずる。

④ 野鳥の餌付けの原則禁止

- 湛水後、白鳥などの大型鳥類の休憩基地になる可能性がある。餌投与は大量の排泄物を発生させるため、他の野鳥を含めて餌付けを禁止する。

(3) 湖内栄養塩類の回収

① バイオマス（魚類）としてのストックと回収

- 湖内への流入負荷を極力避けるとしても、流入する自然のN、Pの負荷は避けられない。
- 流入する栄養塩類を植物プランクトンの栄養として固定し、さらに動物プランクトンが摂餌し、これを魚類が摂餌することによって魚類の有機物として栄養塩類をストックする。
- 魚類は釣りによって陸上に回収し、流入するN、Pといった元素の湖外の系への移動を図る。

② 湖内食物連鎖形成による適性なエネルギーフローの形成

- 魚類を頂点としたエネルギーフローを湖内に形成し、N、Pの地球化学的サイクルを形成する。

③ 浮島による栄養塩類の吸収

- 植物体からなる浮島の整備を検討する。
- 植物により湖内の栄養塩類を固定し、植物体としてストックする。

(4) ダム法面の土砂流入対策

- 水位低下時の露出したダム法面に降水が当たることによって濁水の発生を助長する恐れがあることから、法面の土砂流入防止対策を検討する。
- 基本的には法面を植物で覆うことにより濁水の発生防止を図ることを目標とするが現状の技術では十分対応できるとは言いがたい。
- 植物は方位、傾斜の度合い等によって適性があり、それぞれの法面の条件に合わせた種の選定が必要となり、また、低水位時の水の供給方法にも課題がある。

## 5. 湖面利用の内容とゾーニング

### (1) 湖面利用の内容

□湖面利用の内容は表1-5-1に示すとおりとする。

表1-5-1 湖面利用項目とその内容

利用項目	利用内容
魚類資源増殖	湖の自然環境, 生態系, 遊漁目的等を考慮し, 宮ヶ瀬湖の自然環境に適した魚類を中心に資源を添加する。
遊漁	宮ヶ瀬湖周辺は現在でもマス釣場を中心として遊漁が盛んである。首都圏に最も近い湖として釣り客の熱い期待を受けており, 水質保全上の問題が発生しない範囲で安全な利用に配慮した遊漁利用を進める。
湖面遊覧	3ヶ所の拠点地区を結ぶ遊覧船を運行する。湖内遊覧は宮ヶ瀬湖周辺に生息する野性動物の自然学習を中心とする。
湖面スポーツ	国体のカヌー競技場として整備が計画されており, 国体終了後もカヌーの競技や練習場として利用を進めるとともに, 動力を用いないスポーツ場として県民の利用ニーズに応える。
教育・学習	湛水後, 宮ヶ瀬湖には多くの水鳥が飛来してくることが予想される。水鳥の生息環境を整備し, 鳥類の観察を進めたり, 淡水魚の学習, 教育の場やカヌー教室などに活用する。また, 地球規模の稀少種の保護研究の場として活用する。

### (2) ゾーニングの基本方針

- 湖面利用にあたっての輻輳やトラブルを避けるため, 利用区分を定める。
- 利用区分は現時点での判断であって, 湛水された段階で改めて検討する。
- 湖面利用は既定の利用方針を踏襲することとし, 図1-1-5で示した湖面利用ゾーン及び利用緩衝ゾーンでの利用に限定し, 保護ゾーン, 制限ゾーンでの利用は原則として行わない。

(3) ゾーニング案

- 利用ゾーンは表1-5-2に示す5つのゾーンに区分する。
- 湖面利用のゾーニングは図1-5-1のとおりとする。
- 湖面スポーツゾーンと遊漁ゾーンは重複して示したが、将来、利用実態を考慮して区分が必要な場合は改めて行うこととする。
- 湖岸からの遊漁は危険性があること、管理が不十分になることから、禁止することとし、その旨立て看板等で表示する。
- 水鳥の生息場は湖面保護ゾーン内に設ける。

表1-5-2 湖面利用のゾーン内容

湖面スポーツゾーン	ボート等の上下架施設や発着場が整備され、カヌー競技、ローボート等の湖面スポーツが行われるゾーン。ここでは遊漁と混在する形になっているが、利用実態を見ながら将来調整するものとする。
学習・教育ゾーン	及沢園地内の陸域と人工河川の区域で、淡水魚を中心とする学習、教育の場として活用するゾーン。
遊漁ゾーン	遊漁船の発着場や湖面での遊漁の利用に供するゾーン。
湖面保護ゾーン	水鳥の生息場としての聖域であり、魚類の産卵場等になることが予想されるため、原則的に人間の利用を規制するゾーン。
湖面利用制限ゾーン	ダムサイトに近いため、危険防止のため湖面への立ち入りを禁止するゾーン。水鳥の聖域も合わせて整備する。

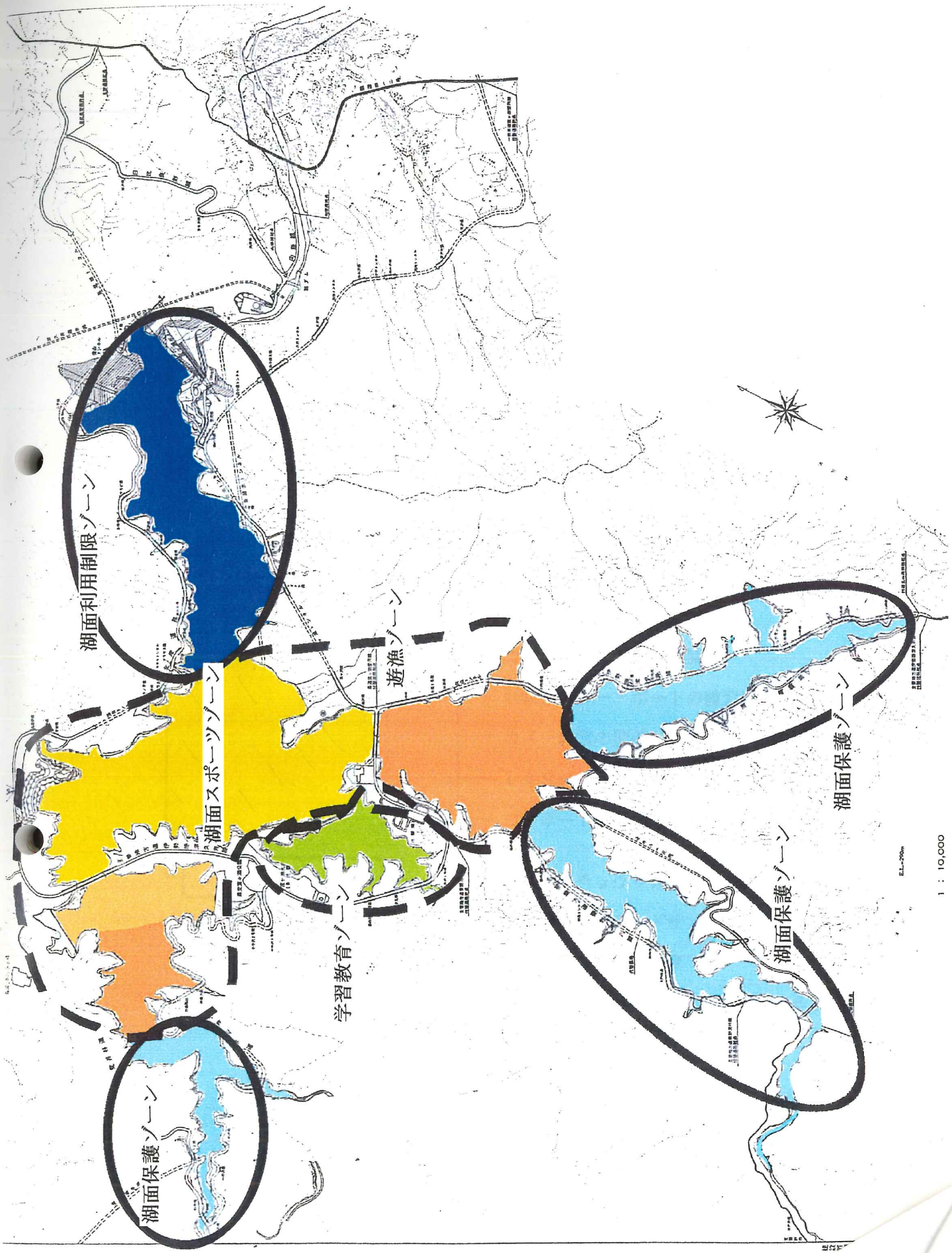


図1-5-1 湖面利用のゾーニング案



## 6. 宮ヶ瀬湖湖面利用の体系

□ 宮ヶ瀬湖の湖面利用の体系は図1-6-1に示すとおりとし、5つの利用事業を行う。

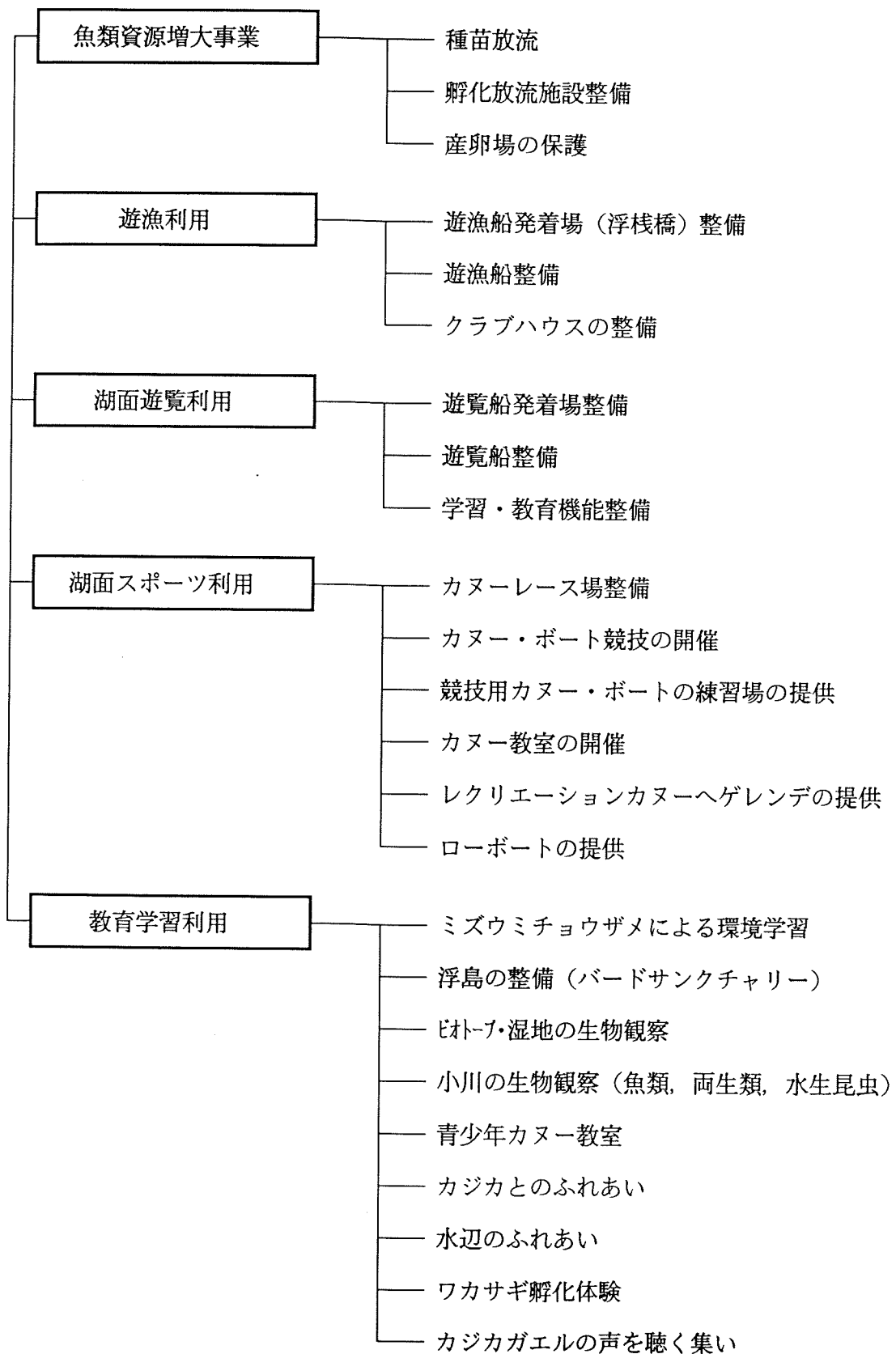


図1-6-1 宮ヶ瀬湖湖面利用の体系

## 7. 湛水後の環境調査について

### (1) 水質のモニタリング調査

宮ヶ瀬湖の水質に関しては、管理者が所定の項目について継続的にモニタリング調査を実施することになっている。調査項目については、表1-7-1を参照のこと。

### (2) 水産サイドからの追加調査項目

宮ヶ瀬湖に魚類を放流し、資源増大を図ることから、適正な放流を維持する上で、湖の陸水学的な調査を実施する必要がある。この点に関し、神奈川県内水面試験場からの要望として次の点が指摘されているので、将来、同試験場が中心となって調査を実施していく必要がある。

- 水質調査については、水産サイドの必要項目が国の調査で網羅されているので、特に要望はない。
- 魚類相・プランクトン等は調査項目が重複するものの、調査目的が相違するため、水試が実施する水産サイドの調査が必要である（図1-7-1、表1-7-1参照）。
- なお、湛水後の状況の変化で調査項目の追加・省略等の変更が生じた場合、水試は建設省とその都度相談する。

表1-7-1 水産サイドの調査必要項目

①魚類相	各種の刺網調査、延縄調査等による魚類相及びその分布調査
	測点：3枝節と湖心の4点、調査頻度：各季1回、年4回
②プランクトン	ネット法による植物プランクトン調査
	測点：同上 調査頻度：同上
③底生生物	ワカサギ・ヤマメ等の餌料生物としての底生生物調査
	測点：4枝節の奥と外の各2点、水深20m以浅（満水時）と施設が集中する3岬地先の計11点（測点図参照） 調査頻度：各季1回、年4回
④産卵調査	産卵場保護区域における遡上状況と砂礫への卵付着状況調査
	ヤマメ：10～1月、頻度（週1回） ワカサギ：1～5月、頻度（週1回）

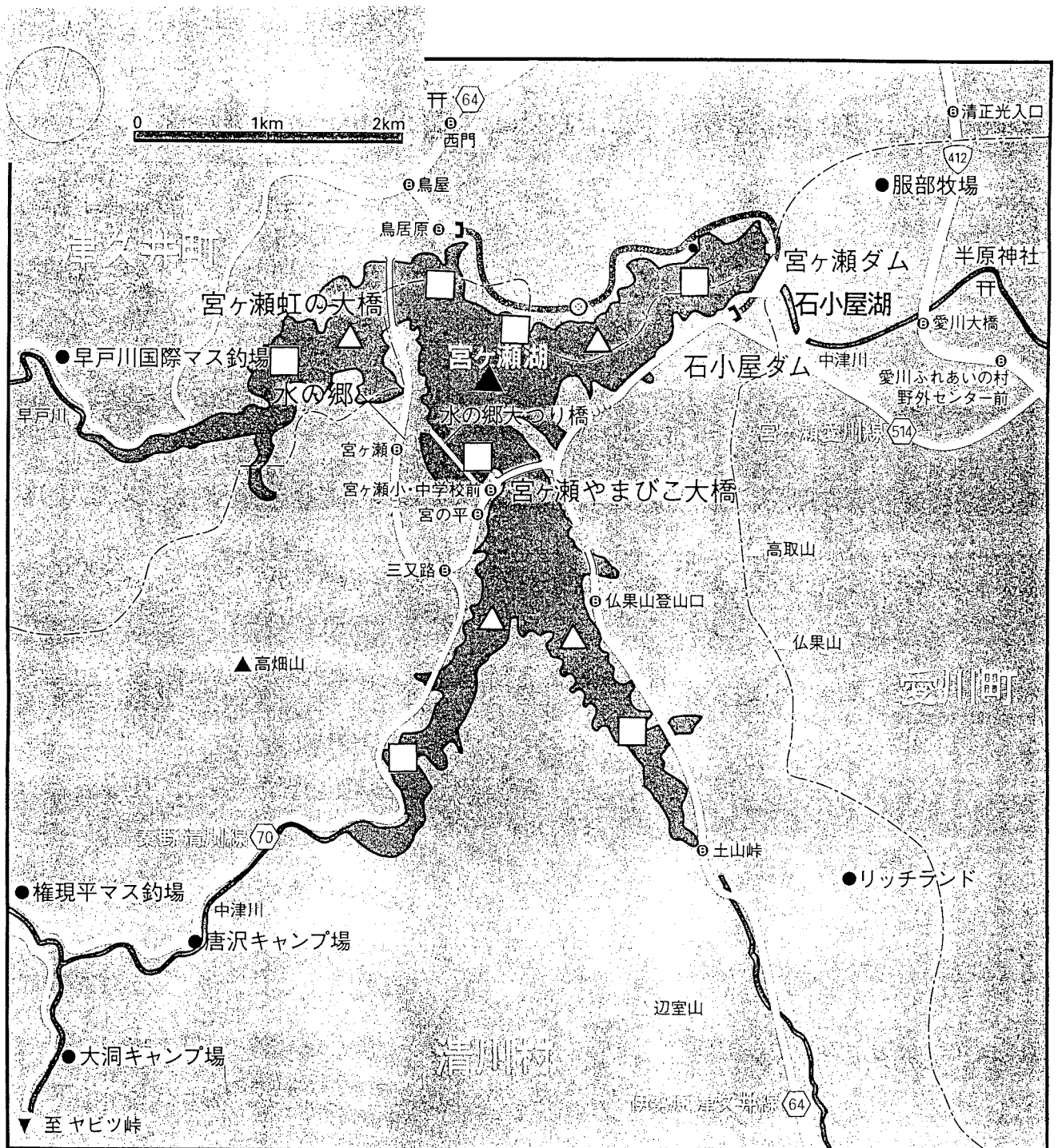


図1-7-1 測点図

□：底生生物調査，△：底生生物・魚類・プランクトン調査，▲：魚類・植物プランクトン調査

(3) 調査結果を踏まえての利用計画の変更

本利用計画では既存の知見から宮ヶ瀬湖の将来水質を想定しているが、環境調査の結果を踏まえながら実態に則して軌道修正することが考えられる。

## 第2章 魚類資源増大事業

---

### 1. 県内の湖における放流事業の事例

#### (1) 放流魚種

- 県内各湖に共通して放流されている魚種はプランクトンフィーダーのワカサギである。
- 神奈川県水産課では毎年各湖沼毎にワカサギの発眼卵を500～1,000万粒程度放流している（資金提供）。
- 芦ノ湖では合計8種類の魚種が放流されている。芦ノ湖は水深が深いため、冷水性のマス類の生育に適しておりニジマス、ヒメマス、ブラウントラウトなどが多く放流されている。その他の湖は水深が浅いため、マス類の生息には適していない。
- ルアーフィッシングの対象として人気の高いブラックバスは芦ノ湖、相模湖、津久井湖に生息している。芦ノ湖では本種が漁業権対象種となっており、相模湖、津久井湖に関しては遊漁船組合が中心になって自主放流しているケースもあるようだが、その数量ははっきりしない。
- 丹沢湖は外来種のペヘレイを放流しており、全国的にも珍しい取り組みを行っている。

#### (2) 放流事業主体

- 漁業権のある芦ノ湖は芦之湖漁協が事業主体となっている。
- 相模湖、津久井湖は釣船の業者の団体が各業者から分担金を徴収して放流経費を捻出している。
- 丹沢湖は財団法人山北町環境整備公社が町等の補助を受けて実施している。

## 2. 資源増大方針

### (1) 資源増大のねらい

- 宮ヶ瀬湖における魚類資源増大の目的は、①湖内に新たな生態系を形成することによる水質の維持、②遊漁対象種の提供による湖面利用の2点とする。
  - ① 生態系形成による水質の維持
- 宮ヶ瀬湖に流入する河川の上流には人為的な水質汚濁の負荷源はほとんどないが、自然に流入する栄養塩類や有機物による一定の負荷は発生する。
- 湖内に新たな生物を中心とした生態系を形成して、湖内におけるバイオマスとしての維持と釣りによる陸域への回収という物質循環を創造し、湖内への富栄養化防止の観点から魚族の資源増大を図る。

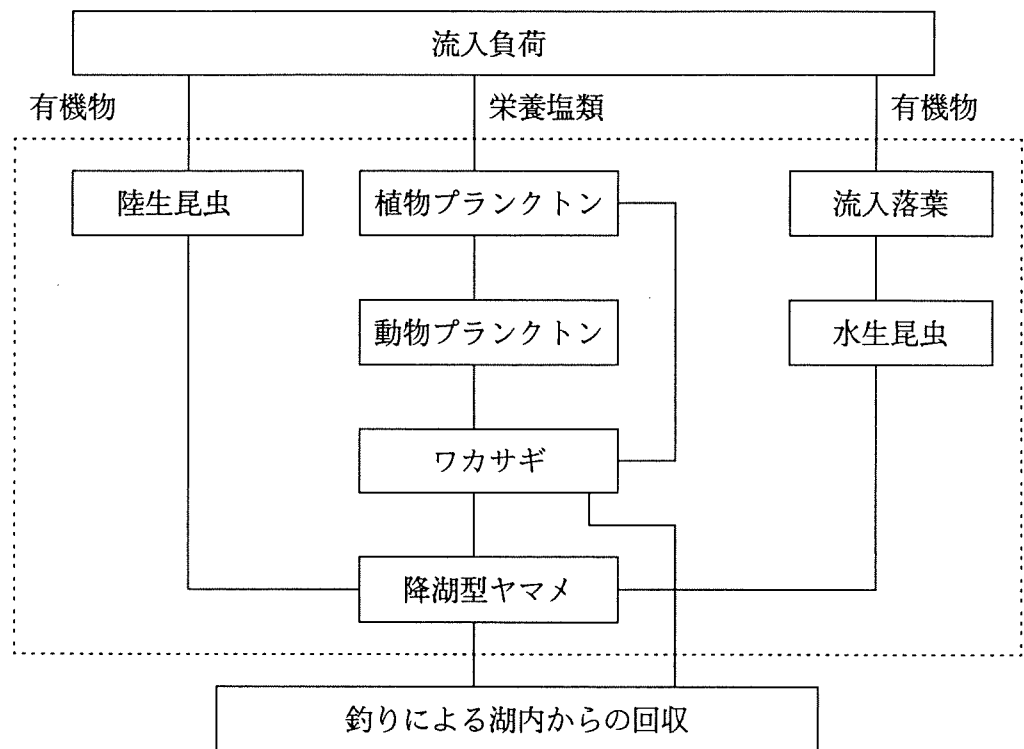


図2-2-1 新たな湖内生態系の創造による物質循環の形成

### ② 遊漁対象種の提供

- 湖面での遊漁対象として、神奈川県内の各湖に放流されているワカサギ及び中津川の在来種であるヤマメを釣対象として放流する。

## (2) 放流対象種

- 宮ヶ瀬湖への放流対象種は、ワカサギ、ヤマメの2種類とする。
- 神奈川県内水面漁業調整規則（以下参照）で禁止されているブラックバス、ブルーギルの放流は禁止する。なお、同規則に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役ないしは10万円以下の罰金を科せられることになっている。

### 〔神奈川県内水面漁業調整規則〕

第30条の2 次に掲げる魚種（卵を含む。以下同じ）を移殖してはならない。ただし、漁業権の対象となっている魚種を当該漁業権に係わる漁場の区域に移殖する場合及び移殖について知事の許可を受けた場合はこの限りではない。

- (1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚）
- (2) ブルーギル

## (3) 放流計画

### ① 放流計画の考え方

- 放流量は湖の基礎生産力を考慮した物質循環の考え方で決定するのが科学的であるが、検討するための諸元が明らかでないために既存の事例から検討する。
- ここでは遊漁の盛んな芦ノ湖と宮ヶ瀬湖の漁場面積比で放流量を求めることとする。
- 宮ヶ瀬湖における漁場面積は平成8年度に検討した遊漁ゾーンの面積とする。
- 宮ヶ瀬湖と芦ノ湖の漁場面積比は表2-2-1に示すとおりであり、漁場表面積比はおよそ1/10である。したがって、放流量は芦ノ湖を基準としてその10%分とする。

$$0.8 \text{ km}^2 / 6.9 \text{ km}^2 \approx 0.10$$

表2-2-1 宮ヶ瀬湖と芦ノ湖の漁場面積比率

	宮ヶ瀬湖	芦ノ湖
表面積	4.6 km <sup>2</sup>	6.9 km <sup>2</sup>
遊漁ゾーン	0.8 km <sup>2</sup>	6.9 km <sup>2</sup>

### ② 放流サイズと尾数

#### 1) ワカサギ

- 芦ノ湖のワカサギ卵の放流量は約8億粒であることから、その1/10を放流目標として設定し、将来の放流量を8,000万粒とする。



- ただし、芦ノ湖は湖内魚資源の利用率が極めて高い事例であり、これを配慮して当面は試験放流とイベント等を主目的とした小規模事業でスタートする。
- 当面は津久井湖なみの 2,500万粒 を初期の目標とし、技術の習得ならびに増殖効果を確認する。
- ワカサギは発眼卵（受精卵は、輸送等機械的な障害の抵抗力が増す発眼期に達したものとす）を購入して、孵化後、湖中に放流することとする。

2) ヤマメ

- 芦ノ湖のニジマスの放流量は 135 t である。宮ヶ瀬湖はその10%として 約10 t を将来の本格放流時の目標とする。
- 芦ノ湖は利用率の極めて高い湖であるため、当面は試験放流とイベント対応を目的に 1 t を放流する。
- 種苗のサイズは、放流河川における鳥害が減ずる大きさとして 50gサイズ とする。

表 2-2-2 放流サイズ、尾数のまとめ

魚種	サイズ	放流量	
		当面	将来
ワカサギ	発眼卵	2,500粒	8,000粒
ヤマメ	50 g	1 t	10 t

③ 放流時期

- ワカサギは3月頃発眼卵を導入して、5月頃孵化仔魚を放流する。
- ヤマメは50 gサイズを秋期に放流する。

④ 放流方法

- ワカサギは孵化水槽で孵化したワカサギを自然流下方式で直接湖に放流する。
- ヤマメの放流場所は降湖型を自然に選抜するため、流入河川とする。

注) 管理釣り場においては、フライ、ルアーを対象とする場合は餌釣りの10倍程度を目安に放流している。1日に10尾程度の釣果を上げられる密度は東山湖を例にすると、表面積約33,000㎡に 3.5 t の魚類を放流している。したがって、釣り客を満足させるためのマス類の現存量は 100 g/㎡程度である。

宮ヶ瀬湖の表面積は4.6 km<sup>2</sup>であることから、この基準からみると 460 t であり、遊漁ゾーンの面積比で計算すると80 t という膨大な量となる。ただし、管理釣り場ではニジマス

の場合 200 g サイズを放流しているため、尾数に換算すると前者で 230 万尾、後者で 40 万尾となる。50 g サイズのヤマメ 10 t は尾数に換算すると 20 万尾であり、管理釣り場のレベルからみると僅かな量となる。

#### (4) 種苗の調達方法

##### ① ワカサギ

ワカサギの発眼卵は、本州では諏訪湖産が主産地である。芦ノ湖では諏訪湖、網走湖、洞爺湖より購入している。諏訪湖産の発眼卵は需要が極めて高く、芦ノ湖でも年間 1 億粒を確保するのが精一杯の状況である。

したがって、発眼卵の調達先は着卵作業が不要な諏訪湖産を購入することをめざすが、確保できないことも考えられることから北海道産の受入れが可能な施設を準備しておくものとする。

##### ② ヤマメ

ヤマメの種苗は近年民間業者がさかんに生産しており、購入先は県内養殖業者とする。

#### (5) 放流方法

##### ① ワカサギ孵化放流

ワカサギは発眼卵を購入する。

宮ヶ瀬湖のサイトに準備した孵化施設で孵化させ、孵化した仔魚を自然流下方式で放流するものとする。

##### ② ヤマメ

ヤマメは種苗生産業者より仕入れ、直接放流する。

#### (6) 産卵場保護

ヤマメとワカサギの産卵場は、水位変動で流入河川と湖の接点に生ずる砂礫域を中心に形成されるものと予想される。

産卵場の大半は湖面保護ゾーンに含まれるため、保護が可能である。

さらに同水域において、神奈川県内水面漁場管理委員会指示を受けることで、投網や釣り等の禁止措置が可能になる。

### 3. 施設整備方針

#### (1) 所要施設

ワカサギの孵化施設を整備する。

ワカサギの発眼卵の入手先は、長野県諏訪湖産、北海道産に大別される。

諏訪湖産の発眼卵はシュロ板に付着した状態で流通しているため、着卵作業を必要とせず、したがって、特別の施設がなくても放流対応は可能である。一方、北海道産の発眼卵はビニール袋に入れた状態で流通しているため、放流場所で一旦、着卵作業を行う必要があり、そのための施設は不可欠である。

諏訪湖産の発眼卵は全国に流通しており、需要が大きい。したがって、発眼卵の入手にあたり、宮ヶ瀬湖での放流計画をまかなうだけの量を確保することが難しくなるおそれがあり、将来、北海道産のものを組み合わせることを想定しておくことが必要である。

以上のことから、宮ヶ瀬湖内へのワカサギ放流にあたっては孵化放流施設を整備する必要がある。孵化放流施設にはワカサギの発眼卵を受け入れて、付着物に着卵させ、一定期間水槽で飼育し、孵化した稚魚が水路等を利用して自動的に湖に流入することができるような機能が求められる。

#### (2) 施設規模

ワカサギの孵化放流施設の種類と規模は表2-3-1に示した。

なお、施設規模の検討にあたっては芦ノ湖の例を参考とし、同湖におけるワカサギの放流量と宮ヶ瀬湖の想定量の比例配分等から概略規模を想定した。

表2-3-1 ワカサギの孵化放流施設

施設	規模	備考
敷地面積	約200㎡	駐車，作業スペース確保（芦之湖漁協の15%）
管理棟	鉄骨平屋建，約30㎡	資材倉庫，事務室，便所等 （芦之湖漁協の20%）
孵化水槽	RC造 2m×5m×1m 2面	孵化用（芦之湖漁協の20%）
加ア-ポン	2台	酸素供給用，予備のため2台分
フェンス	約50m	悪戯防止のためフェンスで囲う
取水ポン	自然導入を原則とするが，立地条件によっては取水管の敷設が必要となるし，ポンプの容量が大きくなる	

### (3) 設置場所

孵化放流施設の設置場所の条件は次のとおりである。これらの条件を満たす場所を宮ヶ瀬湖湖岸域に確保する必要がある。

- 孵化施設に必要な水が比較的安価に確保できること（自然に導入でき、動力や取水のための施設が必要でないことが望ましい）。
- 約 200～300㎡程度の平坦な敷地が確保できること。
- 湖面ないしは流入河川に近く、施設から水路を通じて孵化したワカサギが湖水に流入できるような立地条件の場所。

### (4) 整備方針

宮ヶ瀬湖周辺の整備計画では、ワカサギの孵化放流施設は計画されておらず、また、流用可能な既存施設もないため、宮ヶ瀬湖の魚類資源増大計画を実現するためにワカサギの孵化放流施設は新たに整備する。

### (5) 概算工事費と整備主体

#### ① 概算工事費

ワカサギ孵化放流施設の概算工事費を表2-3-2に示した。総工事費はおよそ1,000万円程度となる。ただし、ここでは平坦な土地が確保され（土地造成費はみていない）、必要とされる飼育水は自然導入されることを前提としているので、設置場所の立地条件によって工事費は大きく変わる可能性がある。

表2-3-2 ワカサギ孵化放流施設の概算工事費

区分	規模	単価	費用	備考
管理棟	30㎡	@ 150千円	4,500千円	電気工事を含む
孵化水槽	20㎡	@ 50千円	1,000千円	
配管工事	一式		2,000千円	ポンプを含む
放流管	50m	@ 30千円	1,500千円	
舗装, フェンス	100m	@ 10千円	1,000千円	
合計			10,000千円	

#### ② 整備主体

ワカサギ孵化放流施設の整備は第3章に示す遊漁事業の事業主体が行うものとする。

## 4. 運営方針

### (1) 事業方針

宮ヶ瀬湖内の魚類資源増大事業の実施にあたっては、種苗購入費や施設整備、孵化放流などの経費が先行して発生するため関係機関の協力を得て実施する。将来的には第3章で示す遊漁会員より種苗放流用の会費を徴収してその会費を放流経費に当てることとする。

### (2) 事業主体

事業主体は第3章で示す遊漁利用事業を行う公益法人が行うか、ワカサギの孵化事業には技術的経験が必要なことから、これらの技術を有する機関に業務委託をするなどの選択が考えられ、今後、関係者で協議していくことが望ましい。

### (3) 事業内容

本事業の具体的内容は次のとおりである。

- 各年度の放流計画に基づいて種苗の調達を行うこと。
- 代金の決裁を行うこと。
- 種苗を受入れ、ワカサギについては孵化場で孵化させること。
- 水試等の協力を得ながら、放流効果等の調査や遊漁関連の基礎調査を行うこと。

### (4) 維持管理費

#### ① ランニングコスト

事業の運営のためには責任者が1名必要であるが、第3章で示す遊漁事業の管理者と兼務する。

孵化場の所要労力は3～5月の正味約3ヶ月間で1名必要となるが、作業時間は短時間であることから、パートタイムで対応可能である。なお、卵入荷は3回程度に分けて行われるが、各回毎に5人程の人員が必要となる。これらの作業は臨時であることから、実際には漁協等の経験者に事業委託する方式が現実的と考えられる。

ワカサギの孵化放流の維持管理費は年間300万円程度が見込まれる。なお、ヤマメに関しては購入業者が活魚トラックで輸送し、直接、湖に放流するため経費は発生しない。



## ② 種苗購入費

種苗の購入費は表2-4-1に示すように想定され、年間2,575千円程度と見積もられる。ただ、単価はその年の収量等によって変化するため、概ね300万円程度をみておく必要があるだろう。

表2-4-1 種苗購入費の想定

魚種	サイズ	量	単価	金額
ワカサギ	発眼卵	2,500万粒	@23,000円/百万粒	575千円
ヤマメ	50g	20,000尾	@2,000円/kg	2,000千円
合計				2,575千円

## (5) 放流事業費の調達方法

- 種苗放流に関わる経費は、計画放流量からすると、種苗購入費、維持管理費あわせて年間600万円程度と想定される。
- 漁業権のある芦ノ湖では芦之湖漁協が放流事業経費を負担し、遊漁料収入から放流費用をまかなっている。
- 一方、県内のその他の湖では漁業権がないことから遊漁料を徴収することができないため、放流費用は釣りボート業者が収入の一部から負担している。
- 宮ヶ瀬湖は漁業権がないため遊漁料を徴収できない。そこで、魚類増大事業に伴って発生する維持管理のための費用は、第2章で提案するように遊漁事業の事業主体が宮ヶ瀬湖の遊漁利用者より徴収した会費と釣り船の賃貸料の一部を放流費用に充当する方法で確保する必要がある。

## 第3章 遊漁利用

### 1. 県内湖の遊漁利用の事例

#### (1) 遊漁の形態と対象種

- 釣棧橋は水位の比較的安定している芦ノ湖にあるのみで、ダム湖では整備されていない。
- 釣棧橋以外の陸からの釣りは、いずれの湖も地形条件があまりよくないために、盛んではない。丹沢湖は橋の上からの釣人が多いが、車両は一方通行になっていることや通行車両が少ないこともあり渋滞等の障害にはなっていない。
- 遊漁船は歴史的に古い相模湖で最も多く、最も新しい丹沢湖では民間業者の事業が規制されているために少ない。
- 釣の対象種は県内各湖に共通しているのはブラックバスとワカサギである。各湖の特徴としては相模湖はヘラブナ、丹沢湖はペヘレイ、芦ノ湖はマス類である。
- なお、ブラックバスは県内水面漁業調整規則で芦ノ湖を除いて放流が禁止されている。

表 3-1-1 県内の湖における遊漁形態

湖名	釣棧橋	陸釣	船釣		対象魚種
			釣船数	ボート乗場	
相模湖	なし	一部岸からの投げ釣りあり	776	15ヶ所	ブラックバス、ワカサギ ヘラブナ
津久井湖	なし	水位低下時に崖を降りて釣る	300	8ヶ所	ブラックバス、ワカサギ
丹沢湖	なし	橋の上からの釣りが盛ん	40	3ヶ所	ブラックバス、ワカサギ ペヘレイ
芦ノ湖	あり	一部岸からの投げ釣りあり	500	29ヶ所	ブラックバス、ワカサギ マス類

ヒアリング調査、現地踏査結果より作成

## (2) 遊漁事業者と利用状況

- 芦ノ湖は漁業権が設定されているため漁協が事業主体となっており、釣ボートの貸し出しは民間業者が行っている。
- 丹沢湖は(勸)山北町環境整備公社が事業主体となっているが、ダム湖としての歴史の古い相模湖と津久井湖は民営事業として営まれている（大部分が水没者）。津久井湖については下流に漁業権を有する津久井漁協が業者の一員として事業を行っている。
- 年間の利用者は芦ノ湖が最も多く16万人であり、相模湖、津久井湖と続き、丹沢湖は年々利用客が減少しており、年間 5,000人未満である。

表 3-1-2 県内の湖のボート釣り客の利用状況（平成7年）

湖名	事業者	利用隻数 隻	年間利用者 人	年間売上額 千円
相模湖	15社（民間業者）	74,176	* <sup>1</sup> 96,429	289,287
津久井湖	8社（津久井漁協と民間）	* <sup>2</sup> 28,000		* <sup>2</sup> 55,000
丹沢湖	1社（山北町環境整備公社）	* <sup>3</sup> 2,902	4,359	8,520
芦ノ湖	1社（芦ノ湖漁協）（ボートは別）		* <sup>4</sup> 160,000	* <sup>4</sup> 220,000

注). \*<sup>1</sup> 1経営体×15で引き延ばした値。

\*<sup>2</sup> 津久井漁協の50隻から引き延ばした値。

\*<sup>3</sup> 半日以上の利用者を釣り客と見なして想定した。

\*<sup>4</sup> これらの数値は 150隻のモータボート（2～5人乗り）の利用者を含む。

## (3) 営業時間と遊漁料金

- 営業時間は公益法人が事業主体となっている丹沢湖が最も短く、民間型の湖では長時間営業している。
- 料金体系は半日ないしは1日を単位としているが、丹沢湖は時間制がある。
- ボートの料金は1日1名を基準とすると 1,500～ 3,500円の範囲であり、津久井湖で津久井漁協が経営するボートが最も安い。
- 芦ノ湖の場合は漁業権が設定されているため、入漁料が 1,000円/日必要である。現場購入の場合は 1,500円/日で、年券は 13,500円である。
- バッテリー式の推進機関であるエレキを貸し出したり、持ち込む場合は別途料金を徴収している。ただし、丹沢湖では持ち込みを禁止している。



- ボートの持ち込みは芦ノ湖以外は事実上ない。芦ノ湖でボートを持ち込む場合は芦ノ湖水産センターに届けることを義務づけており、費用として1隻あたり 500円を徴収している。

表 3-1-3 遊漁料金 (ボートの賃料)

湖	営業時間	料金単位	1名	2名	エレキへの対応
相模湖	日出～日没	1日制	3,000円	4,500円	○ 貸出しあり
津久井湖	6～18 (夏時間) 7～17 (冬時間)	1日制	2,500円 1,500円	3,000円 2,000円	○ 持込料徴収 (500円)
丹沢湖	7～16:30 (土日) 9～16:30 (平日)	時間制	3,500～ 4,500円		禁止
芦ノ湖		1・半日	3,500円 エンジン 9,000円		○ 貸出しあり

ヒアリング調査、現地踏査結果より作成

## 2. 利用方針

### (1) 利用需要の想定

- わが国のルアー、フライフィッシングの遊漁者は約 200～ 250万人と推定され、近年若い女性層にも広がりを見せている。首都圏の年間の延べ利用者は 100万人程度に及ぶものと考えられる。
- 神奈川県のマス類の釣り場は芦ノ湖のみであり、年間16万人程度が利用している。
- 宮ヶ瀬湖周辺には管理釣り場が多く、ルアー、フライ専用の釣り場であるリヴェアスポット早戸の年間利用客は6万5千人に及ぶ。
- 以上の背景から首都圏に近い宮ヶ瀬湖は多くの需要が期待できる。

### (2) 利用コンセプト

宮ヶ瀬湖における遊漁利用にあたってのコンセプトは次のとおりとする。

- 湖水は飲料水として供給することを目的としていることから、遊漁利用にあたっては宮ヶ瀬湖の水質保全との調和を図れる範囲に止める。
- わが国におけるゲームフィッシングのメッカとして、秩序を乱す人が利用しにくいような格式のあるフィッシングエリアとする。
- 湖水の水質保全を徹底するために釣りマナーの遵守を徹底し、遊漁者は環境保全意識の高い利用者限定とする。
- 宮ヶ瀬湖はヤマメを対象としたルアー・フライフィッシングと時期を限定したワカサギ釣の専用釣り場とする。
- 釣の新しい時代ニーズを受けて、全国の模範となるような遊漁利用、管理のあり方を構築する。
- 「秩序のない自由は放埒に落ち、格差のない平等は悪平等に堕ちる」ので、湖面の利用にあたってはこれらの平衡を保つことを基本とする。

### (3) 遊漁利用方針

#### ① 利用者の制限

##### 1) 利用者数の制限

- 後述するように宮ヶ瀬湖における遊漁利用はボートに限定する。
- ボート数を制限することによって利用者数を制限する。

##### 2) 会員制の採用

- 宮ヶ瀬湖で遊漁を希望するものは、湖での利用規則を遵守することを確約して会員となることを要し、会員には会員証を発行する。
- 利用にあたっては会員証の提示を求め、利用者は予めボートの予約を必要とする。  
なお、会員の募集にあたっては人数を制限しない。

#### ② 利用場所の限定

##### 1) 陸域からの釣りの禁止

- 陸域からの釣りは管理上および危険性の観点から禁止する。訪問者にその旨告知する。

##### 2) 禁漁区の設定

- 湖の利用区分にしたがって禁漁区を設ける。
- 早戸川のバックウォーター付近は上流のマス釣場から流下してくるマスを狙って現在でも多くの釣り人が入っているが、この場所は禁漁区とする。

##### 3) ボート釣に限定

- 湖面での釣りはボート釣りのみとし、釣り棧橋等のサービス施設は設けない。
- 遊漁者はボート乗り場（関所）を通じてのみ乗船する。

#### ③ 遊漁利用の制限

##### 1) 撒餌、餌釣の禁止

- 撒餌は一切禁止とする。
- 餌釣はワカサギ釣に限って、12～2月の3ヶ月間に限定する。

##### 2) ボート持ち込みの禁止

- 湖面で利用するボートは指定場所で借りることとし、個人のボートの持ち込みはこれを禁止する。



### 3) 動力利用ボートの限定

- エンジン利用のボートは使用しない(ただし、救助艇は除外)。
- 動力船としてエレクトリックモーター(エレキ)は使用を認める。ただし、エレキの利用者には小型船舶4級の免許の提示を求める。

### 4) ボート棧橋は1ヶ所

- ボート棧橋は管理の都合上1ヶ所に絞る。

### 5) 漁獲魚の制限

- 漁獲する魚に関しては制限体長以下のサイズ(神奈川県県内水面漁業調整規則に基づく)の再放流を義務づけ、1日の漁獲量にも制限を設ける。
- ただし、制限数量については実情をみながら検討するものとする。

#### ④ 闇放流の禁止

- ブラックバス及びブルーギルは中津川下流域での伝統あるアユ釣に影響を与えるため、放流を禁止し、その旨告知する。
- また、撒餌で釣るヘラブナは宮ヶ瀬湖への放流を禁止する。

#### ⑤ 遊漁者のマナー

湖水の水質維持のため上述した規則の他に、遊漁者向けに次のような具体的な釣マナーを定め、周知徹底させる。

##### 1) ゴミの持ち帰り励行

ボートにゴミ袋を備え付け発生したゴミはすべて持ちかえるよう義務づける。

##### 2) ステッカーの貼付

宮ヶ瀬湖の水は飲料水として利用する旨ステッカーで呼びかける。

##### 3) ライン、パッケージの投棄禁止

釣り具や腐敗しにくいワームなどの投棄を全面的に禁止する。

##### 4) 迷惑駐車の禁止

決められた場所に駐車するように指導する。

##### 5) タバコのポイ捨て厳禁

タバコのニコチンは有害であり、フィルターは魚が飲み込むことが報告されている。船上でタバコを吸う場合は携帯用灰皿を持ち歩くように義務づける。

##### 6) 他の釣り人への気配り

お互いの釣り方の違いを認め、距離をとって釣る。

7) その他

今後、問題を生ずる行為があった場合には実情を見ながらマナーを定めていくこととする。

(4) 遊漁対象種

遊漁対象種は基本的にはワカサギとヤマメにする。

(5) 遊漁利用期間

① ワカサギ

ワカサギも水温の低下する時期に表層部を群泳するようになり、釣りの対象となることからワカサギ釣のシーズンは冬季となる。

餌釣の期間とも関係があるので、ワカサギ釣の解禁期間は12月1日から2月末までの3ヶ月間とする。

② ヤマメ

ヤマメの禁漁期間は神奈川県内水面漁業調整規則で10月15日から2月末までと定められている。

宮ヶ瀬湖は漁業権が存在しないが、ヤマメが上流に遡上すると解釈及び資源保護の観点から原則としてこの期間はダム湖であっても適用をまぬがれない。

ヤマメは冷水性の魚類であるために、水温の上昇する夏季は低温層に潜ってしまうためフライフィッシングの対象とはなりにくいが、釣り方によっては可能である。

③ 遊漁の利用期間

遊漁の利用期間は表3-2-1のようになるものと想定される。

表3-2-1 遊漁と湖面スポーツ利用の関係

利用形態	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ワカサギ												
ヤマメ												

＝：主利用期を示す



(6) 想定利用者数

宮ヶ瀬湖の遊漁利用者は、表3-2-2の通り約2万人と約4万人の2つのケースを想定する。

表3-2-2 想定利用者数

	保有隻数	利用期間	利用率	平均利用者数	総利用者数
ケース1	100隻	約200日	0.7	1.5	約20,000人
ケース2	200隻	約200日	0.7	1.5	約40,000人

- 利用者の想定にあたっては、県内の事例でみるかぎりは大部分がボートを丸1日利用しているのでボートの回転率は1と仮定する。
- 冬季の3ヶ月間はワカサギ釣専用になるので、ワカサギの餌釣とヤマメのルアー、フライフィッシング客の割合を1:5とする。
- この想定規模は、県内の湖と比較するとケース1の場合で丹沢湖と津久井湖の中間のレベル、ケース2で津久井湖と同程度のレベルとなり、芦ノ湖や相模湖に比べると格段に少ないレベルを想定している。

### 3. 施設整備方針

#### (1) 所要施設

遊漁利用を進める上で必要な所要施設は次のとおりである。

■遊漁船ポート棧橋, ■ボート係留施設, ■ボート陸置場, ■運搬用モノレール  
■管理棟, ■遊漁用ボート, ■駐車場

##### ① 遊漁船ポート棧橋

ボート棧橋は遊漁者がボートにアクセスする場所であり、安全に船に乗れることが必要である。

##### ② ボート係留施設

棧橋に係留できるボートの数は限られるために棧橋の近くに係留しておく必要がある。施設は係留綱を張り、そこにボートを係留できるようにする。遊漁に使用するボートは曳航してきて棧橋に横づけし、遊漁者の利用に供するものとする。

##### ③ ボート陸置場

台風時などにボートが流出する恐れがある時やボートの修理等にあたって陸上にボートを積み上げることができる施設が必要であり、そのためのスペースを確保する。陸置場としては、ボート乗り場の脇に置くケースと旧道路を利用して置くケースに分けられる。

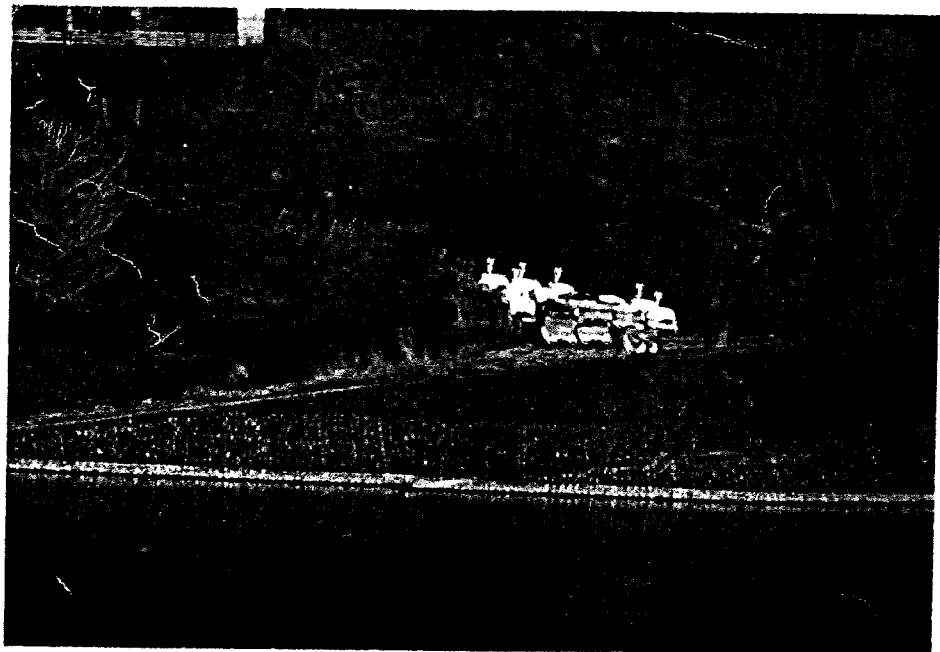


図 3 - 3 - 1 丹沢湖のボート陸置場の例



#### ④ 運搬用モノレール

ダム湖水面の水位変動があるため、管理棟からボート乗り場までは階段になる。遊漁者のボート乗船にあたってはペタルターボ、エレキ、バッテリー、釣り具等の資材を運ぶ必要がある。これらの資材を運搬するにあたり、遊漁者が両手に持って階段を下るのは危険があるため、資材運搬用の簡易モノレールを整備する必要がある。

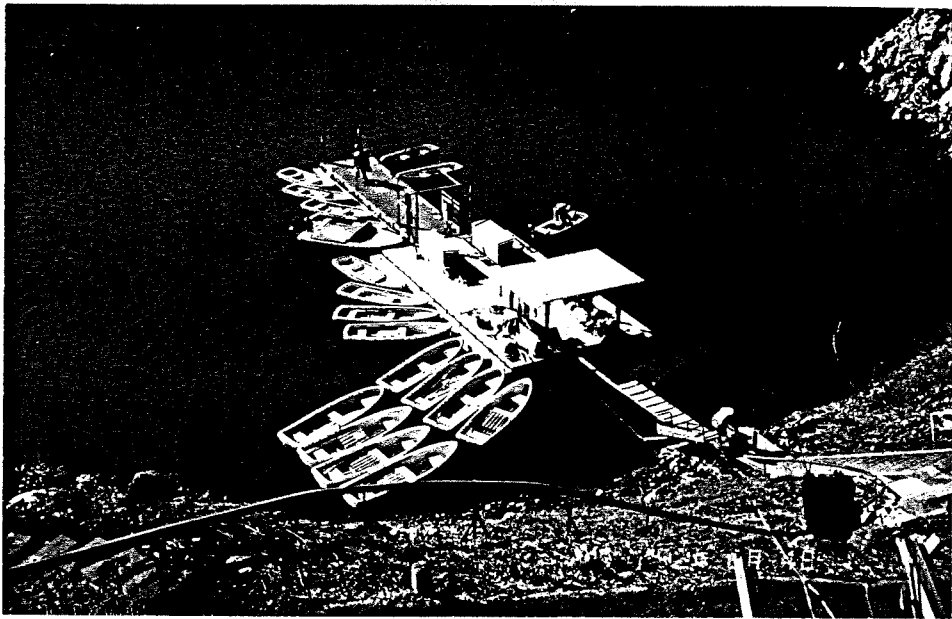


図 3-3-2 津久井湖における運搬用モノレールの事例

#### ⑤ クラブハウス

格式の高い釣り場をめざす意味からクラブハウスは少し高級感のある施設が望ましい。クラブハウスに必要な機能は次のとおりである。

- 遊漁者の受付、登録等の事務処理、 ■遊漁者の休憩・準備、 ■職員の事務スペース
- 若干の物販（飲料、スナック等、釣り具）、 ■喫茶・軽食の提供、
- バッテリー等貸貸資材の倉庫

#### ⑥ 遊漁用ボート

遊漁者用のボートは次の2種類を用意する。その割合は1：1とする。

- 通常の手漕ぎボート、 ■ペタル式推進ボート（フットターボ）

ペタル式推進ボートは河口湖で最近普及しており、時速10km程度のスピードで進むことができる。手漕ぎボートでは希望者に貸与するためのエレキを用意する。

ペタル式推進ボートの概要は図3-3-3に示すとおりであり、外寸は4.3（長さ）×1.2（幅）×0.4（深さ）であり、重量は88kg程度である。また、ボートに取り付けるフ

ットターボは約12kgである。

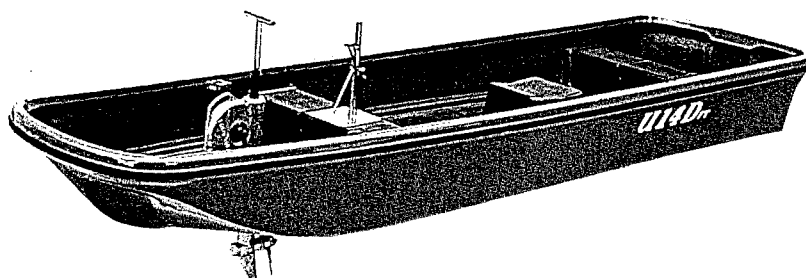
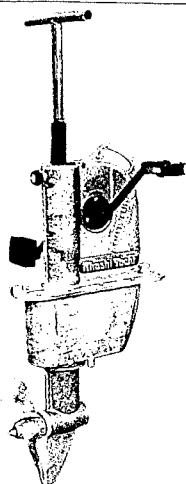


図3-3-3 フットターボとボートのイメージ (参考)

⑦ 駐車場

大部分の遊漁者は車を利用して宮ヶ瀬湖に来るため、遊漁棧橋の近くに所要車両を駐車できる駐車場を整備する。

(2) 施設規模

遊漁船数を100隻と200隻のケースで施設規模を想定する。想定結果を表3-3-1に示した。なお、ここでは釣り目的以外で手漕ぎボートを利用する人は別枠で考えることとする。

表3-3-1 施設規模の想定

施設名	所要規模	
	ケース1	ケース2
ボート棧橋	10×5 m程度	20×5 m程度
ボート係留施設	総延長 120m	総延長 240m
ボート陸置場	500㎡	1,000㎡
運搬用モノレール	落差15m程度に対応できるもの	
クラブハウス	200㎡	300㎡
遊漁用ボート	100隻	200隻
駐車場	2,000㎡ (100台)	4,000㎡ (200台)



### (3) 設置場所

遊漁事業の拠点施設は、当面、湖周辺地域に1ヶ所整備することを想定する。なお、将来の利用状況をみながら拠点施設を新たに整備することも想定する。

### (4) 整備方針

#### ① ボート棧橋

現在の利用区分では棧橋は、左側は釣り場用棧橋、右側はボート乗り場と区分されているが、遊漁利用にあたっては棧橋からの釣りは行わないこととするため、釣り場用棧橋もボート乗り場として活用する方針とする。

使用するボートの幅は約1.2mであり、棧橋の両サイドの長さが約28mあることから約20隻のボートを一度に係留する事が可能である。また、コの字型をした内側の水域にも5隻程度のボートを係留することが可能である。したがって、釣り客が集中する早朝に25隻程度のボートが同時に出港しても十分対応可能な施設規模を有していると考えられる。

ボート棧橋の脇に後述するボート係留施設を整備することにより、出艇後速やかに艇を補給することができ、円滑な乗船が可能となる。ケース1、ケース2の両ケースの規模でも現在計画されているボート棧橋で十分対応が可能である。

#### ② ボート係留施設

ボートの係留施設は現計画にはないため、棧橋の付近に新たに整備する必要がある。

#### ③ ボート陸置場

ボート陸置場は台風時や修理時に陸置できる土地が確保できればよく、特別の建物を必要としない。湖内の旧道等の斜路を利用して陸置する方針とする。

#### ④ 運搬用モノレール

棧橋にいたる斜路にはボートを上下架するためにレールを整備する必要がある。

#### ⑤ クラブハウス

周辺の施設を利用する。なお、ペタルシャフト等の資機材の置場が必要となると思われるため、これらの倉庫を建設する必要がある。

#### ⑥ 遊漁用ボート

遊漁用ボートはローボートとしての活用を図り、兼用するものとする。ペタルターボは機材込みで40万円程度、ローボートは20万円程度と推定される。

⑦ 駐車場

一般利用者との調整を図りながら遊漁者向けの駐車スペースを確保するものとする。

(5) 概算工事費

遊漁利用にあたって必要とされる施設を建設するための概算工事費は、表3-3-1に示したケース1では4千万円程度、ケース2では7千5百万円程度の費用が必要となる。

ただし、遊漁関係の施設は国の施設を利用することとし、現状の計画では検討されていない①ボートの係留施設、②資材倉庫は事業実施者が新たに整備することになる。



## 4. 運営方針

### (1) 基本方針

利用コンセプトで示したとおり、遊漁利用者は宮ヶ瀬湖の利用規則や憲章を理解し承認した会員のみ限定し、会員制のクラブに組織する。ただし、会員には定員を設けない。希望者で規則を守ることを約束した人は自由に会員になれるように門戸は解放する。将来、会員数が増加して予定したボートの隻数で対応が不可能になるようであったら湖の水質保全とのバランスを考慮してボートの隻数を増やす。

### (2) 事業主体

湖面の管理上、複数の事業者が事業運営を行うことは好ましくない。また、遊漁利用の事業主体は河川構造物を利用するため、公益法人が望ましい。事業運営にあたっては魚類の種苗放流費やボートの購入費用が発生するが、湖内における魚類の生態、環境が不明なことから、当面、遊漁事業に係わる経費は公共機関が資金を出し合いながら協力することが望ましい。

### (3) 利用システム

会員の募集、利用方法、利用者の特典等について検討する必要がある。

### (4) 事業体制

#### ① 業務内容

- 会員の募集、会員証発行、広報等の事務管理
- 会報の発行（年4回程度）
- インターネットによる釣り情報の発信（資料編の芦之湖漁協の例を参照）
- ボートの管理と賃貸事務
- 釣り大会の開催
- 講習会、講演会（例えばハックルの作り方、魚の生態等）
- ボート、ペタルターボ等資機材の管理、修理
- クラブハウスの管理

## ② 担当人員

担当人員は次のような構成で合計4名程度で当面は運営が可能と思われる。なお、実際に運用状況を見ながら検討する必要がある。

- 現場職員 2名（船やエレキの貸し出し、船の清掃、陸揚げ等の現場作業）
- 事務職員 1名（受付、事務）
- 管理職員 1名（事業の管理、企画、会報作成、情報発信）

## ③ 釣りイベント

- ヤマメ釣大会を年1回、ワカサギ釣大会を年1回開催する。
- イベントに限り、会員以外で余裕があれば門戸を開放する。ただし、イベント時の料金は別とする。

注) 芦ノ湖で昨年から開催されている「スーパードリームカップ」では参加料が8,000円（当日売り10,000円）であり、2日間で5,744人（平成9年2月）を集めた。

## (5) 維持管理費

遊漁事業に係わる年間の維持管理費は、ケース1（ボートの保有隻数100隻）で約3,500万円、ケース2（ボートの保有隻数200隻）で約5,000万円と想定される。これに第1章で示した放流事業の維持管理費（年間600万円）がプラスされるため、表3-3-1各ケースの年間維持管理経費はケース1では約4,000万円強、ケース2で6,500万円強と想定される。

なお、利用状況によって支出される維持管理費は変化してくるものと考えられる。

## (6) 遊漁事業費の調達方法

遊漁事業の維持管理経費は、遊漁者から徴収する入会金、年会費およびボートの賃貸収入を充当する。



## 第4章 湖面遊覧事業

### 1. 県内湖の遊覧船事業の事例

- 県内では3ヶ所の湖で遊覧船事業が行われている。丹沢湖では行われていない。
- 遊覧船の利用者は全国的な観光地になっている芦ノ湖が最大で年間約210万人の利用がある。
- 事業主体の特徴は相模湖、津久井湖では水没者が出資した観光船会社が地域振興の観点から運営されていることである。
- 芦ノ湖の場合は遊覧船の定員は300～500名で規模が大きいが、相模湖、津久井湖では、50～100名の小さな遊覧船が運航されている。
- 遊覧の所要時間は30分前後が一般的である。
- 遊覧船は観光客が圧倒的に多い芦ノ湖では周年運航されているが、相模湖、津久井湖では冬季間は顧客が少ないため、運航されていない。

表4-1-1 県内の遊覧船事業の概要

湖	業者	船舶数	総定員	運行回数	料金	所要時間	利用者数
芦ノ湖	箱根観光船(株)	3隻 ／海賊船	1,950名	14便 ピーク時	1,750円	40分	150万人
		1隻 ／外輪船	350名				
	伊豆箱根鉄道(株)	3隻 ／芦ノ湖丸 十国丸、箱根丸	2,100名	15便 ピーク時			60万人
相模湖	勝瀬観光(株) 水没者	1隻 ／すん丸	100名	随時	800円	25分	
	振興ボート	1隻 ／くら丸	80名	随時	800円	25分	
	相武ボート(株)	1隻 ／フッパ号	80名	随時	800円	25分	2千人
津久井湖	(株)水没者観光 水没者	1隻 ／水没丸	50名	随時	510円	35分	23,570人 大20,200 小3,370
丹沢湖	なし						

## 2. 利用方針

### (1) 利用需要の想定

- 将来、宮ヶ瀬湖には年間 250万人の来訪者がいることが想定されている。
- 宮ヶ瀬湖を訪れる人のなかには湖内を遊覧したいと考える人が一定の割合で存在すると思われる。
- 湖面の利用は遊漁、スポーツ利用が中心となるため、老人や家族連れなどが湖面に親しくふれあう機会がないため、これらの階層が利用できる機会をつくることにも配慮することは重要である。
- 第6章で示すとおり浮島などの整備により、水鳥の観察や宮ヶ瀬湖周辺の自然観察場を遊覧事業と通じて提供することも必要である。

### (2) 利用コンセプト

- 宮ヶ瀬湖での遊覧船利用にあたっては水質の保全、自然保護を優先することから、遊覧利用は最小限に止める。導入する遊覧船は1隻とする。
- 遊覧利用は単なる遊覧ではなく、船内で宮ヶ瀬湖の成り立ち、自然保護の大切さや地域の自然環境を紹介し、教育的観点を重視した案内を行う。
- 運航する船は宮ヶ瀬湖の自然環境に溶け込むように配慮し、形状、カラーコーディネートに配慮する。

### (3) 遊覧コース

- 宮ヶ瀬湖における遊覧船の運行コースは湖内の3拠点（宮ヶ瀬湖畔園地～ダムサイト右岸～津久井ローズパーク～宮ヶ瀬湖畔園地）を結ぶ周回コースとする。
- 周回コースの総延長は 9.8 km であり、所要時間45分程度と想定される。

### (4) 運行回数と時間帯

遊覧船の運行回数や時間帯は利用状況をみながら検討する。



### 3. 施設整備方針

#### (1) 所要施設

遊覧船の運航に必要な所要施設は次のとおりである。

■遊覧船, ■乗船用浮棧橋, ■乗船用階段, ■営業所(3拠点分), ■上架施設

#### (2) 施設規模

##### ① 遊覧船

湖面遊覧に使用する船の仕様は表4-3-1のように考えられる。遊覧船は法的には小型船舶の扱いとなる。なお、県内の遊覧船と比較すると相模湖で運航されている遊覧船にほぼ類似した規模である。

遊覧船は小型船舶検査機構の検査が必要である。「5 t以上の旅客船」の場合は、4年毎に定期検査が実施され、その中間年に毎年中間検査を受けなければならない。旅客船の場合は救命筏や無線の装備が要求される。検査は法定備品の整備状況をはじめ、新造時と変更がないかなどのチェックを受けることになる。

表4-3-1 遊覧船の仕様

全長	約 21.5m	速力	約 8ノット
船幅	約 5.0m	定員	約 74名
吃水	約 2.0m	重量	20 t未満

##### ② 乗船用浮棧橋

乗船用浮棧橋は船の全長をカバーできる必要があることから長さが25m、幅5 m程度の大きさが必要となる。また、棧橋には遊覧船を係留するためのボラードが必要となる。

浮棧橋はダム水位変動に対応して稼働できるタイプとする。

##### ③ 乗船用階段

ダム湖の水位変動に対応して利用者が乗船できるようにするためには安全な階段が必要となる。利用者は基本的には歩行可能者とするが、老人等足の悪い利用者も想定されるため、手すり等の安全対策が求められる。階段はあまり急勾配ではなく、かつ、所定の幅(最低2 m程度)が要求される。

#### ④ 営業所

3ヶ所の乗船場に営業所を設置する。営業所は乗船用のキップを販売するとともに、乗客の待合室と簡単な飲み物等の物販が可能なスペースを確保する。また、事務スペースを確保する。

営業所は1ヶ所 100㎡程度のもを想定する。

#### ⑤ 遊覧船上架施設

船底の塗装等は数年に1回程度の頻度で行う必要がある。海の場合は船底にフジツボやカキなどの付着生物が付着するため、比較的高い頻度で船底の掃除をする必要があるが、湖面ではあまり付着するような生物はいない。ただ、様々な有機物の固まりとして「ヌタ」が付着することが危惧される。相模湖の場合は3年に1回程度の頻度で陸揚げし、船底の塗装を行っている。また、スクリュー等の点検は上架して作業しなければならない。

船底を塗装するためには、陸に船を引き揚げる必要があり、宮ヶ瀬湖の場合も使用頻度は低いですが、遊覧船を上架するための施設は必ず必要となる。

上架施設は、クレーンタイプと斜路を利用してレール上を引き揚げるタイプがあるが、上架施設の使用頻度は著しく低いので施設への投資額は極力抑えるべきである。すなわち、天然の地形を利用して斜路を整備し、ワイヤーで巻き上げる方式が現実的である。

斜路はコンクリート舗装して、その上にレールを敷設する。遊覧船の船幅が5 mであることから、7 m程度の斜路を確保する。船は台車に乗せて斜路の上部に設置したウインチでレールに沿って引き揚げるものとする。

なお、修理工場は特別に設置する必要はない。

### (3) 設置場所

#### ① 発着場

遊覧船の発着場は、ダムサイト地区、鳥居原ローズパーク地区、湖畔地区の3ヶ所とする。

#### ② 上架・修理場所

上架施設の設置場所は斜路を設置できるような自然地形が確保できる場所が望ましい。宮ヶ瀬湖内には旧道が湖に下っており、斜路を設置する上で適した地形が数ヶ所あるので、管理者の意向を踏まえて適切な場所に設定するものとする。なお、上架施設の設置場所は第2章で示した釣ボートの陸置場と兼用することが考えられる。



#### (4) 整備方針

所要施設の整備方針を表4-3-2に示した。浮棧橋、乗船用階段は国が整備する施設を活用する方針とする。

遊覧船およびその営業に必要な施設は事業者側で独自に整備する。

表4-3-2 所要施設の整備方針

遊覧船	事業主体が購入する。
乗船用浮棧橋	各拠点に国が整備する施設を利用する。
乗船用階段	各拠点に国が整備する施設を利用する。
営業所（3拠点分）	事業主体が整備する。
上架施設	湖面につながる旧道の部分を活用、整備する。

#### (5) 概算費用

事業に必要な施設項目別の概算費用を表4-3-3に示した。

表4-3-3 湖面遊覧事業の概算事業費

整備項目	概算事業費
遊覧船	10,000千円（1隻分）／装備込み
乗船用浮棧橋	現在計画中の施設を活用する
乗船用階段	現在計画中の施設を活用する
営業所（3拠点分）	100㎡×@ 150千円×3棟=45,000千円
上架施設	設置場所の条件によって事業費が左右されるため事業費の想定は困難である。

## 4. 運営方針

### (1) 基本方針

観光遊覧船は、宮ヶ瀬ダムの役割や成り立ちをPRするとともに、宮ヶ瀬湖周辺の自然環境や水面に飛来する水鳥達などの生態等を紹介し、自然環境への理解を求める。このため、遊覧船にはガイドを乗船させ案内する。

### (2) 事業主体

湖面の管理上から遊覧船運航事業は一本化する必要があるが、公的な法人が事業主体となることが望ましい。

### (3) 利用システム

#### ① 利用料金

遊覧船の利用料金を徴収ことで検討する必要がある。

なお、相模湖は乗船時間25分で大人1名の料金が800円である。宮ヶ瀬湖の場合は乗船時間が45分と長いため、相応の料金設定が見込まれる。

#### ② 利用方法

遊覧船の利用希望者は3ヶ所の乗船場から乗船できることとし、窓口で乗船券を購入して乗船する。

### (4) 事業体制

#### ① 業務内容

- 遊覧船の運航管理を行う。
- 遊覧船を運航する。
- 乗船券を販売し、係船時の着岸作業を行う。
- 宮ヶ瀬湖の概要、利用、自然環境等のガイドを行う。

#### ② 従業員

遊覧船運用に係わる従業員は次の9名体制が考えられるが、将来の利用状況を見ながら調整する。



表 4-4-1 想定される遊覧船事業の従業員数

運航責任者	1名	遊覧事業の総責任者
乗員	2名	乗員（小型船舶免許取得者）船の運航
係員（社員）	2名	経理，その他事務担当
パート	4名	キップの販売と着岸作業
合計	9名	

③ ボランティアの活用（ガイド）

神奈川県立自然保護センターでは神奈川県自然保護指導者としてフィールドスタッフの養成を行っている（現在登録されている人は114名）。これらの人の中からボランティアを募ることなどによってガイドを確保していくのもひとつの方法である。フィールドスタッフの他に神奈川県にはグリーンタフという組織があり、日本自然保護協会の指導員の資格を有する人が約500人いる。これらの人材も遊覧船のガイドのボランティアとして活用することができる。特にこれらの人材の中からリタイアしたシルバーの活用をはかる。

遊覧船の事業主体は、ボランティアを希望する人を組織化し、センスのよいユニフォームを着用してもらい活動に当たらせる。

(5) 維持管理費

遊覧事業に係わる年間の維持管理費の想定結果を表4-4-2に示した。

年間の想定される維持管理費は、6千万円弱であるが、利用状況によって維持管理経費は変動する。

表 4-4-2 遊覧船運航に係わる維持管理費

支出項目		数量	単価	金額
人件費	運航責任者	1名	@10,000千円	10,000千円
	乗員	2名	7,500千円	15,000千円
	係員（社員）	2名	5,000千円	10,000千円
	パート	4名	2,000千円	8,000千円
運航費		一式		10,000千円
修理費				2,200千円
租税公課				1,900千円
合計				57,100千円

(6) 遊覧事業費の調達方法

湖面遊覧事業の維持管理経費は、遊覧船に乗船する顧客から徴収する料金を充当する。



## 第5章 湖面スポーツ利用

### 1. 県内湖の湖面スポーツ利用の事例

#### (1) 湖面スポーツの利用状況

県内湖における湖面スポーツの実施状況を表5-1-1に示した。

レンタルボートは県内各湖に導入されており、多くの一般客が利用している。レンタルボートはローボートとスワン、あひる、コーヒーカップなどの形をしたペダルボートに大別される。県内各湖に両タイプのボートが導入されている。

モーターボートは芦ノ湖と相模湖で就航しており、利用形態は顧客を乗せて遊覧するタイプのものであり、ダム湖の歴史が比較的新しい津久井湖と丹沢湖では禁止されている。

競技用ボート及びカヌーは相模湖だけで行われている。相模湖におけるカヌー利用は競技用に限定されており、神奈川県内にはレクリエーションカヌーのゲレンデはない。

表5-1-1 県内湖における湖面スポーツの事例

湖名	レンタルボート	モーターボート	競技用ボート	カヌー	水上スキー
芦ノ湖	○	○	—	—	○
相模湖	○	○	○	○	—
津久井湖	○	—	—	—	—
丹沢湖	○	—	—	—	—

#### (2) 事業者と利用状況

##### ① レンタル用ボート等

- レンタル用ボートの事業者は芦ノ湖、相模湖は民間業者、津久井湖は水没者の組織する民間会社、丹沢湖は(株)山北町環境整備公社となっている。
- ボートの保有隻数は芦ノ湖（624隻）、相模湖（204隻）が多く、最も新しい人造湖である丹沢湖（40隻）は少ない。
- ボートの利用者は一般人であり、気温の高くなる5～9月頃が多く、冬期の利用はほとんどない。

## 2. 利用方針

### (1) 利用需要の想定

- 県内の競技用ボート及びカヌーの利用場所は相模湖だけである。利用者の増加で相模湖だけでの対応では、需要を吸収しきれない状況にある。
- 宮ヶ瀬湖では、1,000mの長さの競漕レーンが確保できるので、各種大会の開催が期待できる。
- 神奈川県漕艇協会からは宮ヶ瀬湖を練習場として開放してくれるように要望が出されている。
- 宮ヶ瀬湖は国体のカヌー競技の会場となっており、県では国体を契機に「わがまちスポーツ」を振興していく方針であり、清川村はカヌーがわがまちのスポーツとなる予定である。
- 地元津久井町には手づくりカヌーの教室が開催され、ここのカヌーは神奈川県「やまなみグッツ」に指定されているが、地元でカヌーを利用できる水面がなく、山梨県まで出掛けていく状況にある。
- カヌーの利用者はアウトドアブームで年々増加しており、最近のレクリエーションカヌーの年間出荷量は1万5千程度で推移しており、愛好家は着実に増加している。
- しかし、県内にはカヌーのゲレンデは少なく、宮ヶ瀬湖での利用要望は高い。

### (2) 利用コンセプト

宮ヶ瀬湖の湖面スポーツ利用にあたってのコンセプトは次のとおりとする。

- 湖水は飲料水として供給することを目的としていることから、湖面スポーツ利用にあたっては湖水の水質汚濁を発生させない範囲での利用に止める。したがって、利用するスポーツは人力によるものに限定する。
- かながわ国体において宮ヶ瀬湖はカヌー競技場になるが、その実績を契機として県内におけるスポーツの振興拠点として位置づけ、県民の健康づくり、仲間づくりを支援する場として位置づける。
- 県内の湖面におけるスポーツ利用は旧来型であるが、宮ヶ瀬湖においては国民のアウトドア需要に対応するためカヌーなどの新しいタイプの需要の受入れを図り、景観的にみても美しい、格調高い雰囲気を形成し、全国の模範となるような利用をめざす



こととする。

- 自然とのふれあい重視の立場から、エコスポーツ活動を導入する。

### (3) 利用内容

- 競技用ボートは、鳥居原から土山峠方面を漕艇コースとして検討するが、当面は県内を中心とした大学、高校、社会人のクラブの練習用利用に止めることとする。
- カヌーは、公式競技場として活用するとともにカヌークラブの練習場、カヌー教室の開催、カヌーを利用した学習、教育的視点からの様々な体験の場として提供するものとする。
- また、ローボートは一般の人達が宮ヶ瀬湖の湖面とふれあう場として提供する。

表5-2-1 宮ヶ瀬湖の湖面スポーツ利用の内容

対象者	競技者	一般者	愛好家
競技用ボート	練習	なし	なし
カヌー	競技大会、練習	カヌー教室	レクリエーションカヌー
ローボート	なし	遊覧、リフレッシュ	なし

### (4) 競技用ボートの利用方法

#### ① 競技用ボートの種類

- 競技用ボートは船底の形状でナックルタイプとシェルタイプに大別される。
- 最近ではシェルタイプが主流になっている。レースでは高校生の部を除いては全てシェルタイプである。
- ボート競技は競技者の数で1人用、2人用、4人用、8人用の4種類がある。1人用は両手で漕ぐが、2人用は両手と片手で、4人用、8人用は片手で漕ぐタイプになっている。艇の長さは2人用までは10m未満である。
- 漕艇競技の距離は基本的には2,000mであり、国体や高校総体などでは1,000mが使われる。

#### ② 利用方法

- 競技用ボートの練習場としてのみに利用し、将来はレースも開催する。
- 利用者は艇を艇庫に保管し、管理者の指示にしたがって練習することとする。

③ 利用者の想定

- 県内に漕艇部が設置されている学校は表5-2-2のとおりである。現在は大部分の漕艇部が相模湖を利用している
- 将来、地理的に近い学校が宮ヶ瀬湖を利用することになると想定される。
- また、県内の学校に漕艇があまり普及していないのは、活動の場がなかったことが原因と思われ、近くに新たな練習場ができることによって漕艇部を設置する学校も出てくることも予想される。

表5-2-2 神奈川県内の漕艇部の設置校

高等学校	大学
県立逗子高校	慶応義塾大学 <small>2校</small>
県立愛川高校	北里大学
県立津久井高校	青山学院大学
市立横浜商業高校	東海大学
私立法政第二高校	相模女子大学
私立慶応高校	防衛大学校

「神奈川県教育庁生涯学習部スポーツ課資料」より作成

(5) カヌーの利用方法

① カヌー競技および競技用カヌーの練習場の提供

- カヌー競技は資料編に示すとおり3種類の競技があり、川で行うものと静水域で行うレーシング競技がある。宮ヶ瀬湖での利用はこのレーシング競技となる。
- これらのカヌーレースの競技場として宮ヶ瀬湖を利用するとともに、日常用の練習に供するものとする。
- 県内の学校のカヌー部設置校は表5-2-3に示す高校7校、大学1校である。

表5-2-3 県内のカヌー部設置校

高 校	県立平安高校、県立湘南高校通信制、県立藤沢高校、県立藤沢北高校 県立山北高校、市立横浜商業高校、私立横浜商工高校
大 学	関東学院大学

「神奈川県教育庁生涯学習部スポーツ課資料」より作成

- 宮ヶ瀬湖を練習用に利用することが予想される人は、県内の大学、高校のクラブで距離的に近い学校の利用が想定される。
- また、新たに練習場が整備されることによって厚木市周辺の高校、大学、社会人等のなかでもクラブを設立する動きが加速されることも予想される。
- 平成9年度には相模湖で4回の大会が計画されている。今後、カヌー競技が盛んになることによってレーシング競技が宮ヶ瀬湖で年に数回程度は開催されることが予想される。

#### ② レクリエーションカヌー利用

- 神奈川県にはレクリエーションカヌーのゲレンデが少ないことから、カヌー教室などで訓練を受けた人達の利用が多くなると予想される。
- 宮ヶ瀬湖は自然環境が保持されることから、カヌーによるバードウォッチングなどエコスポーツとしての利用を進め、利用者のモラル向上を図る。
- 利用者のうち自艇を持ち込むことができる人は、予め登録制にして許可を受けたものに限定する。

#### ③ カヌー教室の開催

- カヌー教室は県内では相模川で行われている程度であり、湖面を利用しての教室は開かれていない。カヌー関係者の宮ヶ瀬湖での教室開催の要望は高いことから県内のカヌー教室の場所として大いに活用されることが期待される。
- カヌー教室は事業主体がカヌー団体等の協力を得てカヌー教室を開催する。カヌー教室に使用するカヌーはメーカー等の協力を得る。自艇を持ち込むことも可とする。
- カヌー教室の定員は20名程度とし、6～9月の夏期を中心に年間40日程度開催する（主として夏休みを中心）。

### (6) ローボートの利用方法

#### ① 導入するローボート

- スワン、アヒル、コーヒークップ等のペタル型ボートは景観上好ましくないので導入しない。
- 導入するローボートは自然環境とマッチしたものとする。
- ローボートは遊漁用と兼用する。



② 利用者の想定

利用者は家族，子供連れ，友人，恋人等の一般客を想定する。

③ 利用方法

単純にボートを湖面で漕いで楽しむ。

(7) 湖面スポーツの利用期間

湖面スポーツの利用は表5-2-4に示す期間を想定する。

表5-2-4 湖面スポーツの利用期間

湖面スポーツの種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
カヌー・ボートの保管	—————													
カヌー・ボートの練習	.....				—————								.....	
レーシング競技大会						—————				(3~4回)				
カヌー教室						—————								
レクリエーションカヌー					—————									
ローボート					—————									
参考 (ワカサギ)	—————											—————		
(ヤマメ)			—————											

### 3. 施設整備方針

#### (1) 清川カヌー場の整備計画について

1998年に開催予定の「かながわ・ゆめ国体」（第53回国民体育大会）に向けて「清川カヌー場（仮称）」の整備が進められている。同施設は宮ヶ瀬小中沢園地内に管理棟・艇庫等の施設が整備され、虹の大橋をほぼ中央とする宮ヶ瀬湖湖面に公式競技用のコースが設けられることになっている。

これらの施設は国体終了後も21世紀に向けた生涯スポーツの振興拠点として利用されることになっていることから、宮ヶ瀬湖の湖面スポーツ利用にあたっては、これらの施設を十分活用することを基本方針とする。

#### (2) 所要施設

湖面スポーツ利用を進める上で必要な所要施設は表5-3-1に示すとおりである。

表5-3-1 湖面スポーツ利用の所要施設

カヌー・競技用ボート用	■艇庫, ■管理棟, ■競技コース, ■乗艇用浮棧橋 ■斜路, ■レンタル用カヌー・ボート, ■機器倉庫 ■駐車場
ローボート用	■ボート乗船浮棧橋, ■ボート係留施設, ■ボート陸置場 ■レンタル用ローボート, ■駐車場

##### ① 艇庫

カヌー・競技用ボートの保管は直射日光の影響を避け、管理された場所に保管する必要があるため、艇を収容するための艇庫を整備する。

保管する艇は、事業主体がレンタル用に準備する競技用カヌー、カヌー教室用カヌー、競技用ボートと大学・高校・実業団等が保有するカヌー・競技用ボートになる。

##### ② 管理棟

カヌー・競技用ボートの利用者は湖水に濡れることが考えられること、気温の高い夏期だけの利用ではなく、冬期や春休みなども利用するため、シャワーや浴室が不可欠である。また、事務所、会議室、研修室などの機能が整った管理棟が必要となる。

一方、カヌー教室の利用メンバーが利用できる研修室などの整備も必要となる。

### ③ レーシング競技コース

レーシング競技のコースは、正式の競技場としては湖面に幅9m、長さ1km、水深2m以上で9レーンが必要であるが、実際には幅5m、長さ500m、水深1.5m、6レーンまで認められているので、現在の計画中のコースで十分対応可能である。

レーンの間にはブイを最大50m間隔に設置する。スタートラインとゴールラインもブイとフラッグで表示する。

### ④ 乗艇・乗船用浮棧橋

カヌー、競技用ボート、ローボートに乗り込むためにはダム湖の水位が変動するため、浮き棧橋が必要である。

一方、ローボートの乗船場はカヌーや競技用ボートの乗艇場とは区分することとし、第3章で示した遊漁利用のボート乗り場を兼用する。

### ⑤ 斜路

ダム湖の水位変動を受けるため、艇を引き揚げる斜路やインクラインなどの設備が必要となる。

### ⑥ レンタル用艇

レンタル用のカヌー、競技用ボート、ローボートを事業主体が購入する必要がある。

用意する競技用ボートのうちエイトは導入せず、フォア、ダブルスカル、シングルスカルの3種類とする。また、カヌーはカヤックタイプとカナディアンタイプを用意する。

ローボートは自然景観にマッチするオーソドックスなタイプとし、県内の各湖にはないようなものを採用することとし（参考として図5-3-1参照）、第3章の遊漁利用で示したタイプのものを兼用する。

ローボートの外寸は全長3.9m、幅1.8m、高さ0.4m、重量65kg程度のものを想定する。

### ⑦ ボート係留施設

レンタル用ボートは、通常は水面に係留しておく。係留用のスペースを確保するために係留施設を整備する。この施設は釣用ボートとの兼用とする。

### ⑧ ボート陸置場

通常水面に係留しておくボートも台風時などに安全な場所に避難する必要があること、また、修理等で引き揚げることも必要になるため、ボートの陸置場を確保しておく。ただし、ボートの陸置場も釣用ボートの陸置場と兼用する。



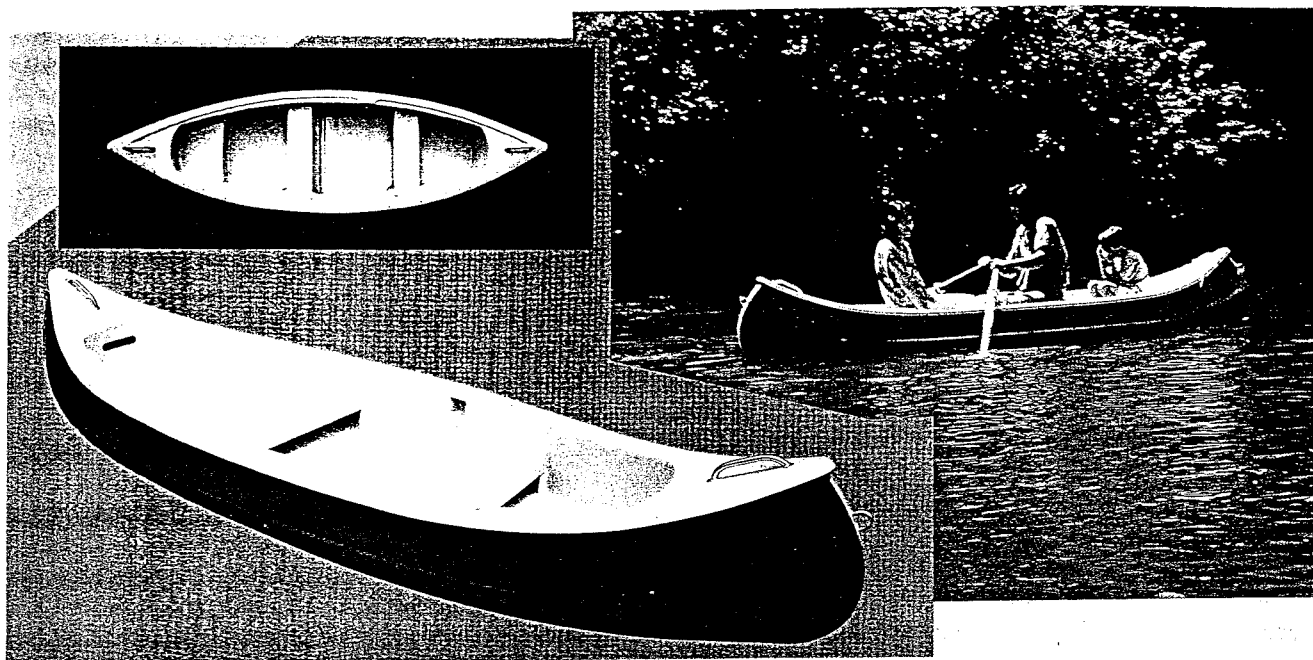


図5-3-1 ローボートのイメージ（参考）

⑨ 駐車場

湖面スポーツの利用者の大部分は乗用車で来るため、これらの利用者を受け入れるために駐車場を確保する必要がある。

(3) 利用状況の想定

湖面スポーツ利用の種類とその利用想定を表5-3-2に示した。

表5-3-2 湖面スポーツの種類別の利用想定

湖面スポーツの種類	利用想定
カヌー・ボートの保管	年間を通じて 170隻程度を保管する。*1
カヌー・ボートの練習	年間の延べ利用者18,000人程度。*2
レーシング競技大会	期間中3~4回の大会を予定。
カヌー教室	4ヶ月の期間中40回程度の開催を予定。800名（1日教室）
レクリエーションカヌー	4ヶ月の期間中 500隻程度の利用隻数を想定。
ローボート	ケース1：100隻（12,000人），ケース2：200隻（18,000人）*3

注1). \*1 クラブ等の機関利用隻数を60艇（15機関×4艇），レンタル用40艇，個人用保管艇：30隻，カヌー教室用：40艇，なお，大会等で臨時に必要なカヌー・ボートの保管艇数を70艇程度見込む。

注2). \*<sup>2</sup> 地元学校のクラブ利用 5機関×10人× 200日=10,000人  
 近郊学校のクラブ利用 10機関×10人× 40日= 4,000人  
 個人の練習利用 200人×20日 = 4,000人

注3). \*<sup>3</sup> ケース1では 100隻ボートを保有し、利用日数を 150日、利用率を0.4 と  
 して試算。  
 ケース2では 200隻ボートを保有し、利用日数を 150日、利用率を0.3 と  
 して試算。  
 いずれのケースも 1隻で2人乗船すると仮定する。また、1日の回転率を1  
 とする。

#### (4) 施設規模

湖面利用の利用想定に基づき必要とされる施設別の所要規模は表5-3-3に示す内容  
 が想定される。なお、ローボートは全て遊漁施設と兼用する。

表5-3-3 所要施設の規模想定

施設名		所要規模
カヌー・競技用ボート用	艇庫	1,000㎡程度の艇庫（120艇収容）
	管理棟	500㎡程度
	競技コース	1,000mの公認コース
	乗艇用浮棧橋	3基
	斜路	
	レンタル用カヌー・ボート	40隻
	駐車場	400㎡（20台）

## (5) 整備方針

所要施設の整備方針は表5-3-4に示すとおりとする。

現在計画されている清川カヌー場を活用することにするので、新たに整備が必要な所要施設はない。したがって、事業主体が投資する必要がある事項はレンタル用のカヌー・ボートの購入費用だけである。また、ローボートに関しては全て第2章の遊漁施設との兼用が可能である。

表5-3-4 所要施設の整備方針

カヌー・競技用ボート用	艇庫	既存計画にある清川カヌー場を活用
	管理棟	既存計画にある清川カヌー場を活用
	競技コース	既存計画にある清川カヌー場を活用
	乗艇用浮棧橋	既存計画にある清川カヌー場を活用
	斜路	既存計画にある清川カヌー場を活用
	レンタル用カヌー・ボート	新たに事業主体が購入する
	機器倉庫	既存計画にある清川カヌー場を活用
	駐車場	小中沢園地に整備される駐車場を活用
ローボート用	ボート 乗船浮棧橋	遊漁利用の浮棧橋を活用する。
	ボート 係留施設	遊漁利用用のボート係留場と兼用する
	ボート 陸置場	遊漁利用用のボート陸置場と兼用する
	レンタル用ローボート	遊漁利用用のボートを兼用する
	駐車場	周辺の駐車場を活用する

## (6) 設置場所

カヌー・競技用ボートの施設は既存計画を利用することから小中沢園地に設置し、また、ローボート用の施設は遊漁利用施設と兼用することから、適切な場所を検討する。

## (7) 概算事業費と整備主体

### ① 概算事業費

事業に必要な整備内容別の概算事業費を表5-3-5に示した。

カヌーおよび競技用ボートに関しては神奈川県が整備する清川カヌー場（仮称）施設を活用することを前提とすれば、レンタル用カヌーの購入費用以外には新たな事業費は発生



しない。また、ローボート用も第2章で示した遊漁利用で整備する施設をそのまま活用できるため、湖面スポーツ事業のために新たに発生する事業費はない。

レンタル用カヌーの購入費用は、40隻分を導入すると想定し、平均購入価格を20万円とすると合計購入費用は800万円になる。

表5-3-5 概算事業費と整備主体

整備内容		整備主体	概算事業費
カヌー・競技用ボート用	艇庫	神奈川県	—
	管理棟	神奈川県	—
	競技コース	神奈川県	—
	乗艇用浮棧橋	神奈川県	—
	斜路	神奈川県	—
	レンタル用カヌー・ボート	財団または事業主体	800万円
	機器倉庫	神奈川県	—
	駐車場	国	—
ローボート用	ボート 乗船浮棧橋	国の施設を事業主体が借用	—
	ボート 係留施設	財団または事業主体	—
	ボート 陸置場	国有地を借用	—
	レンタル用ローボート	財団または事業主体	遊漁と兼用
	駐車場	国の施設を借用	—

## ② 整備主体

レンタル用のカヌーの購入は湖面スポーツ事業を管理する公益法人が事業費として負担する。

## 4. 運営方針

### (1) 基本方針

競技用カヌー、ボートの利用者がクラブ組織のメンバーになっていること、また、カヌー教室は全体に管理されていることから、湖面利用にあたっての秩序ある利用は可能である。

レクリエーションカヌーの利用者は各地区のクラブ組織に所属している人と個人的に活動している人に分けられる。カヌーの利用者は自然に対する理解が深い人が多いと思われるが、湖面の利用運営にあたってはできるだけ県内のカヌークラブ組織を育て、この組織を通じて利用するように誘導していく。あるいは、「宮ヶ瀬レクリエーションカヌー友の会」のような組織化を図ることも検討する。

ただ、ローボートについては宮ヶ瀬湖を訪れた不特定多数の人が利用することになるため、ゴミの湖への投棄などがないように湖面利用の秩序維持を徹底させながら利用してもらうこととする。

### (2) 事業主体

当面公共機関が資金を出し合いながら協力する。

### (3) 利用システム

利用者の募集、利用料金等について検討する必要がある。

### (4) 管理体制

#### ① カヌー・ボート艇庫

##### 1) 所要業務

カヌー・ボートの艇庫で必要な所要業務としては次の業務が想定される。

■利用者の受付、■艇の管理、■艇の補修、■コースの補修、■管理棟の管理  
■経理業務

##### 2) 所要人員

県立相模湖漕艇場の管理体制は平成9年3月までは職員2人、嘱託1名の3人体制で営まれてきた。平成9年4月から相模湖町に管理が移管されることによって4月から嘱託4

名体制で運営されることになっている。

嘱託の勤務時間は短いため、夏場の営業時間の長い期間は交代勤務になる予定である。相模湖と宮ヶ瀬湖の艇庫の規模はあまり変わらないため、労働量の大差がないと思われるので、宮ヶ瀬湖における所要人員は嘱託4名で行うものとする。

なお、冬期間は利用率が大きく低下することから、職員はこの時期にコースの補修等の作業に掛かることになる。

#### (5) 維持管理費

事業の維持管理費としては、現場で管理にあたる嘱託職員4名分の人件費とカヌーの償却費である。神奈川県施設を活用することから、施設の償却費用やメンテナンス費用は事業に伴って発生しない。全体的な管理に係わる事務経費、人件費は湖面の利用事業にあたる事業主体の共通経費となり、第2章で示した遊漁事業で計上した。

したがって、嘱託4名分の人件費と諸雑費で年間1,500万円程度になるものと想定される。

#### (6) 事業費の調達方法

湖面スポーツ事業に係わる維持管理費は、利用者から徴収する利用料金を充当するものとする。



## 5. 事故対策

### (1) 事故対策の基本的考え方

- 湖面利用中の事故は基本的に個人の責任とする。
- 事業管理者は利用者に大して過剰な責任は負わない。

事故はいつ発生するかわからない。突発的に発生するわけであり、いわば危機対策をどういう段階で構築しておくかということになる。事故対策にあたっては次のような段階的な考え方で対応することとする。

- 事故が起こらないように通常から予防措置を講じておくこと。
- 万が一起こった時に備えての監視体制と救助体制を構築しておく。
- 起こってしまった後での事後処理。

### (2) 事故の予防措置

#### ① 気象情報の提供と出艇規制

事故の原因としては風や雨などの天候が大きな要因を占めている。湖面での利用者に事前に一般の気象情報を提供するとともに、事業管理者が危険と判断される日は湖面での利用を規制する。

#### ② 危険防止規則の整備と周知

事故の発生が危惧される行為についてはこれを避けるように危険防止のための規則を作成しておき、ビラや掲示版で周知徹底する。また、ゾーニング区分された指定範囲以外での行動は厳しく規制する。

#### ③ ライフジャケットの着用の義務づけ

湖面での利用者にはライフジャケットの着用を義務づける。もし、ライフジャケットを持ってこなかった人には管理者が有償で貸与できるように準備しておく。

#### ④ 浮輪の装備

事故が発生した時には一般にパニックに陥り、正しい判断が失われる。仮に転落、転覆事故が発生してもライフジャケットに浮輪がプラスされていれば、救助に来るまでの間の精神的負担は少なくなる。また、周囲に転落した人がいたならば、浮輪を投げることによって救助し易くなる。こうした観点から湖面で利用する艇の全てに浮輪を用意する。

#### ⑤ カヌーは中・上級者に限定

カヌーは最も転覆の可能性が高いために、宮ヶ瀬湖でのカヌー利用者はセルフ・レスキューの訓練を受けた中・上級クラスの人達に限定する。したがって、カヌーの利用者に対しては窓口で予め利用者の経験を聞くことにする。

#### ⑥ 連絡先の明確化

万が一事故が発生した場合に備えて、湖面の利用者全てに対して、窓口で氏名、血液型、連絡先等を記入してもらい、乗艇するボートのナンバーを控えておく。

### (3) 監視・救助体制

#### ① 通報体制の整備

近年、携帯電話が普及している。もし、携帯電話をもって乗艇している人がいれば、事故を目撃した時に湖面利用の事業者と連絡することが可能である。そこで、事故発生や緊急時に連絡する電話番号を用意し、その番号を書いたステッカーをボートに張っておく。

#### ② ナースセンターの整備

事故が発生した場合に応急の手当てが可能ないように体制を整備する。やまなみセンターに休養室が整備される予定であることから、これを活用する。

#### ③ 工業用テレビカメラによる監視

湖面での活動を監視するため、湖面の眺望がきく場所に工業用テレビカメラをセットすることが望ましい。

#### ④ 救命用モーターボート及びジェットシュート等の用意

宮ヶ瀬湖では水質保全の観点から、エンジン付きのボートの乗り入れを一切禁止することを大前提としているが、救命用のモーターボートやジェットシュート等に限っては例外扱いとする。ジェットシュートは仮に事故が発生した場合、救命ボートが到着するまでの間、いち早く救助するのに有効である。

#### ⑤ 消防署・病院への連絡体制の整備

事故が発生した時の迅速な対応のために、湖面の事業者は地元消防署、病院との連絡体制を密にしておき、緊急時の対応マニュアルを作成しておく。

### (4) 災害保険への加入

事故が発生した後の処理のため、利用者には災害保険に入ってもらおう。保険費用は利用料金に加算してすることとし、湖面の利用事業者が一括して対応する。

## 第6章 学習教育事業

### 1. 県内湖における学習教育活動の事例

県内各湖における学習教育活動の事例を表6-1-1に示した。

既存の各湖では、丹沢湖を例外として観光的利用の性格が強く、自然を積極的に学習教育活動の場として利用している事例はない。

表6-1-1 県内各湖における学習教育活動の事例

湖名	内容
芦ノ湖	水族館, キャンプ場, ビターセンター, 孵化放流実習
相模湖	特になし
津久井湖	特になし
丹沢湖	資料館

### 2. 事業内容

#### (1) 事業の基本的考え方

宮ヶ瀬湖は人工的につくられた湖であるが、環境保護、人類と自然との共生の大切さが指摘されている時代変化を受けて、極力自然への配慮を基本の方針としてきた。そのため、ビオトープの整備や環境に軸足を置いた整備を進めてきたところである。宮ヶ瀬湖の学習教育事業にあたっては、こうした配慮を背景として、水辺の自然を環境教育の題材として活かしていくことを基本的考え方とする。

したがって、学習・教育事業にあたっては特別なハード面の整備は行わず、極力、宮ヶ瀬湖の自然そのものを学ぶことを基本姿勢とする。

#### (2) 学習・教育活動の内容

##### ① ミズウミチョウザメの保護

##### 1) 危急種「ミズウミチョウザメ」

チョウザメはかつてわが国において数種類捕獲された記録があるが、環境の悪化で最近



ではわが国ではほとんど見ることができなくなった。世界的にみても激減しており、チョウザメ類の多くはIUCNの危急種に指定されている。こうした絶滅に瀕する魚類は人間の手で守り、育てていく必要があり、その活動は地球的規模で意味のあることである。

ミズウミチョウザメは絶滅に瀕するチョウザメの一つであり、すなわち、地球の歴史のなかでは、他の魚種にその勢力を明け渡してきた弱い魚といえる。チョウザメ全般に共通することであるが、その生態的特徴は次のとおりである。

- 非常におとなしい魚であり、動きが鈍い
- 食性は動植物であるが、魚肉は好まず、口の構造から小型ベントスを主たる餌とする
- 成熟するまでの時間は天然魚の場合、約15年以上を要し、繁殖力が弱い

1992年6月の国連環境開発会議（地球サミット）において「生物の多様性に関する条約」が157ヶ国の署名により、1993年12月に発効した。わが国は1993年5月に同条約を18番目の約定国として受諾した。これを受けて同年10月の地球環境保全関係閣僚会議で「生物多様性国家戦略」が決定され今日にいたっている。

移入種に関しては、在来の近縁な種との交雑の進行、同種の在来個体群との交雑による遺伝的汚染、他の種の捕食や生息場の占奪等による在来種の圧迫等による生態系の攪乱の恐れがあり、生物多様性を損なうことが危惧されている。

## 2) 神奈川県の実践

現在、世界関係各国が種の保存の技術的目処が立たず苦慮している状況である。日本は水産国として栽培漁業において各種の種苗生産技術の基礎的知見と実績があり、世界関係各国の種の保存に貢献できるものと判断される。

このため、宮ヶ瀬湖湖畔には、親水池が造られるが、この親水池は人工的につくられた池であり、自然生態系はこれから形成していく池である。現在、神奈川県内水面試験場に導入されて試験研究を予定しているミズウミチョウザメ（米国五大湖産）は、水質、水温適正からみて親水池の環境に適合すると想定され、実験室内での試験研究の段階から、さらに自然界での食性、成長等の生態特性をフィールドレベルで調査、研究を進めていく上で恰好のフィールドと考えられる。

また、地元、清川村には大川の雨乞いの龍の伝承にちなんだ「青龍祭」が行われている。龍は川・沼・湖に棲む飲料水、涵養用水の守護神である「水神」として古来から伝承されている。この「龍」は、中国の古事にならえば実は「チョウザメ」であり（登竜門を登り、

龍となる魚はチョウザメと言われている), 宮ヶ瀬ダム建設の経緯から照らして研究の場として活用し, あわせて自然学習の普及・啓発の場としての活用も考えられる。しかし, 湖面での試験研究にあたってはいずれにしても慎重の上にも慎重を期して進める必要がある。

表6-2-1 ミズウミチョウザメの試験, 研究計画

研究課題	場所	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
定着生態研究	内水面試験場										
放流定着調査	湖畔親水池						.....	.....	.....	.....	.....

② ビオトープや湿地周辺の野鳥観察

湖畔地区には親水池が整備されるが, そこに流入する人工河川の周辺には, 氾濫原としての湿地が形成され, また, ビオトープが整備される。新たな自然環境が形成されることにより, 水鳥を中心に多くの冬鳥が飛来するものと期待される。それらの野鳥類を観察することを通じて鳥に対する認識を深め, 自然環境の大切さを学ぶ。

③ 小川の生物観察

人工的に整備される小川には, ダムの建設によって生息場を失う在来種であるカジカ等に移殖するとともに, また, 自然の遷移の中で, 水生昆虫や両生類などが定着することが予想される。これらの生物観察を通じて人工的に形成された環境のなかでの生物の営みを学習する。

④ 青少年カヌー教室の開催

青少年にカヌーを親しんでもらい, 健全なエコスポーツを育成するためにカヌー教室を青少年を対象に親水池で実施する。本湖でのカヌーは水深が深いため, 初心者では危険性が伴うので, 親水池で訓練をし, ここで培った技術を将来, 本湖で展開できるようにする。

⑤ カジカとのふれあい

カジカは中津川の貴重な在来種であり, ダムの建設とともにその生息場を失った。小川にカジカを移殖放流し, 育ったカジカが小川の末端に位置するじゃぶじゃぶ池に流入したもので, あるいは放流したもので(イベント用には県内水面水試の協力を得て放流する)狩猟体験等のふれあう機会をつくり, 魚類を身近かな存在として認識してもらう。

⑥ 水辺のふれあい

親水池の一部を開放し、安全に水と親しめる環境を整備する。

⑦ 水鳥観察

宮ヶ瀬湖には水質改善のための散気装置が取り付けられる予定になっている。散気装置の水面部は浮体構造となっており、ウインチ室が設けられる。この散気装置を活用して浮体部に水生植物を植え、水鳥たちのサンクチャーとして整備する。遊覧船上、カヌーにより水鳥を観察する。

⑧ ワカサギ孵化体験

宮ヶ瀬湖にはワカサギを放流する。そのためにワカサギの孵化放流施設を整備するが、ワカサギへの認識とつくり育てる漁業への理解を深めてもらうために青少年を対象としたワカサギの孵化体験の事業を行う。

⑨ カジカガエルの声を聞く集い

小川にはカジカガエルが定着することが予想されるため、カジカガエルの鳴き声を聞く集いを開催する。

(3) 利用期間

学習教育事業の想定実施期間を表6-2-2に示した。

表6-2-2 学習教育事業の想定実施期間

事業項目	事業場所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12
ミズカキョウガメの環境学習	親水池											
ビオトープ・湿地の野鳥観察	池周辺											
小川の生物観察	小川											
青少年カヌー教室	親水池											
カジカとのふれあい	小川											
水辺のふれあい	親水池											
水鳥観察	本湖											
ワカサギ孵化体験	孵化施設											
カジカガエルの声を聞く集い	親水池											



(4) 対象者

各事業の対象者は表 6-2-3 に示した。

表 6-2-3 各種学習教育事業の対象者の想定

事業項目	対象者
ミズミヅウガメの環境学習	青少年, 一般
ビートフ・湿地の野鳥観察	青少年, 一般
小川の生物観察	青少年, 一般
青少年カヌー教室	中学生
カジカとのふれあい	幼児
水辺のふれあい	家族連れ
水鳥観察	青少年, 一般
ワカサギ孵化体験	小学生
カジカガエルの声を聞く集い	熟年

### 3. 施設整備方針

#### (1) 所要施設

##### ① 更衣・シャワー施設

親水池やじゃぶじゃぶ池で自然とのふれあい学習をする時に、水に濡れる可能性が高い。また、子供を中心として着替えの必要が生じるため、やまなみセンターの施設を活用する。

##### ② 青少年カヌー教室用カヌーラック

青少年カヌー教室に使用するカヌーを保管しておくためのラックを整備する。

##### ③ 散気装置を活用した浮島の整備

宮ヶ瀬湖に飛来する水鳥のサンクチャリーとして浮き島を整備する。浮島は単独で整備するのではなく、湖に設置が予定されている散気装置の係留施設を活用してヨシ等の水生植物からなる浮島を整備する。

#### (2) 施設規模

学習教育関連事業に必要な施設の内容と所要規模を表6-3-1に示した。なお、更衣・シャワー施設は県が近くに整備を予定している「やまなみセンター」の施設を活用することとする。

表6-3-1 学習教育事業関連の施設内容と規模

施設	所要量	仕様	面積
更衣・シャワー	やまなみセンターを活用する		
カヌーラック	9艇分	3段式ラック方式	50㎡
浮島の整備	5基	建設省の施設を活用する	

#### (3) 設置場所

カヌーを保管するラックはじゃぶじゃぶ池と親水池周辺に設置する。また、浮島は本湖内に設置される散気装置を活用する。

#### (4) 概算工事費と整備主体

##### ① 概算工事費

想定される概算工事費は表6-3-2に示すとおりである。

カヌーラックの建設費は150万円程度と想定される。また、湖面に整備する浮き島の整備費は600～700万円程度と想定される。なお、建設費とは別に教室用のカヌーが必要となるが、カヌーの購入費（ライフジャケット、ヘルメット等を含む）は総額200万円程度と推定される。

表6-3-2 学習教育関連の概算工事費

施設	数量	面積	単価	工事費	備考
カヌーラック	1棟	50㎡	30千円	1,500千円	露天
カヌー	9艇	-	180千円	2,000千円	

##### ② 整備主体

学習教育事業に必要な施設のうち、カヌーは、事業主体となる財団法人が整備する。

浮島は散気装置を設置する国が整備するものを活用する。

なお、カヌーラックで使用する水や電気の工事は建設省により行われる。



## 4. 運営方針

### (1) 基本方針

- 利用にあたっては利用者の自主性にまかせる。
- 指導員はボランティアを活用する。
- 宮ヶ瀬友の会（仮称）のような会員制組織を設立する。

### (2) 事業主体

事業の基本的担い手は財団法人とする。

### (3) 利用システム

各学習教育事業を行うにあたって、自然とのふれあいができるような利用システムを検討する必要がある。

### (4) 事業体制

#### ① 施設の維持管理

施設の維持管理については基本的には財団法人がこれに当たる。

#### ② 県内各団体との連携

各種事業にあたっての指導員は財団ではまかないきれないために、県内の各種自然保護団体やスポーツ団体と連携し、事業実施にあたっての協力を仰ぐ。

#### ③ ボランティアの活用

県の自然観察指導員、グリーンタフ、フィールドスタッフなどのメンバーからボランティアを募集し、事業実施の上で活用する。

#### ④ 宮ヶ瀬友の会（仮称）の設立

施設周辺の清掃、自然観察のガイド、自然観察的素材を活用した社会教育、資金的な支援などの活動をするために友の会を設立する。会員を地元市町村を始め広く募集する。

### (5) 維持管理費

利用者の負担事業については収支が均衡するが、事業者の維持管理は年間 480万円程度である。これに会員向けの会報等の発行や事務連絡経費が加わるため、年間の費用負担は

人件費等を含めると、1,000万円程度になると想定される。

#### (6) 資金の調達方法

維持管理に掛かる費用は基本的には受益者負担とするが、管理経費を含めると支出が収入を上回る。友の会として組織した会員から広く、薄く財政的支援を求めるとともに、ボランティアの活用によって支出される経費を抑えることとする。

ボランティアの活動拠点としてやまなみセンターに整備される会場場所を活用するものとする。

## 第7章 宮ヶ瀬湖憲章（仮称）の制定について

### 1. 憲章の背景と必要性

- 宮ヶ瀬湖は神奈川県で第5番目のダム湖であり、同時に神奈川県最後のダム開発である。
- 比較的古い時代に開発されたダム湖では計画的な利用がされておらず、自然保護と利用の調整があまり意識されてこなかった結果、水質の汚濁が進んでいる。
- こうした反省から宮ヶ瀬湖においては、湖周辺の自然保護を重視し、秩序ある利用を計画的に進めているところである。
- 21世紀のわが国は、自然と共生した生き方が求められており、宮ヶ瀬湖の利用にあっても抑制された、秩序ある方策が必要であり、ダム開発によって失われた自然に対し、倫理的に深い責任感をもって謙虚に望むことが大切である。
- 神奈川県内に美しく、静寂な自然環境が維持されていることは、等しく県民の権利であり、これを守ることは同時に県民の義務でもある。
- 宮ヶ瀬湖の秩序ある利用のためには、自然との共生、環境保全に配慮した利用を進める必要がある、これは上述した理由から行政が一方向的に公権力によって強いる性格のものではない。
- 法律的な規制ではなく（国管理のダムのため県内の他のダム湖のように条例によって縛ることは難しい。）、利用者が自ら規制して守る必要がある、環境保全を担保する意味でも憲章のような形で環境保全の理念を周知徹底させる必要がある。
- こうした宮ヶ瀬地区のあり方を21世紀の新しいわが国のモデルとして定着させていく必要がある、広く、宮ヶ瀬湖への来訪者にこの点を認識してもらう必要がある。
- 来訪者に宮ヶ瀬湖の利用の理念を高らかに示し、理解を求めるために「宮ヶ瀬湖憲章（仮称）」を策定する必要がある。



## 2. 湖面利用にあたっての基本的理念と憲章制定の提言

- 神奈川県最後の巨大な水瓶がここ宮ヶ瀬に建設された。
- 建設にあたり、可能な限りの自然環境への配慮が取り込まれ、実行された。
- しかし、自然のままの環境は大きく壊れ、人によって作り直された環境が生まれたことに変わりはない。
- 宮ヶ瀬湖の利用に際し、人びとが絶対に忘れてはならない基本的な責務は、「やむをえず自然を破壊したという倫理的に深い責任を持って新たな自然を管理・創造し、これを享受させてもらう」という謙虚な姿勢にある。
- 「宮ヶ瀬湖の基本は水質保全にある。その大命題を損なう行為の規制、および自然を考える教育の場としての活用が基本にある」ことを宮ヶ瀬湖利用の理念とする。
- 宮ヶ瀬湖のもう一つの理念を「野性動物の世界と満天の星が望める清潔な湖畔・湖面環境の創出」におき、利用者はこれを遵守しなければならない。
- 湖面利用の基本的理念は未来永劫に遵守されなければならない。また、湖周辺の関連エリア利用の基本的理念が必要である。
- これらについて、地域住民・利用団体・地元自治体・県・国等の関係者が一堂に会して論議し、理念に基づく倫理規定を定め、「宮ヶ瀬湖憲章（仮称）」を制定することを、「宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会」はここに提言する。

## 3. 湖面の利用に関する論議の内容

- 「宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会」が平成7年と平成8年の2ヶ年にわたる検討で論議された湖面の利用に関する提言等の内容は次のとおりであった。

### (1) 基本理念

- 宮ヶ瀬の自然を尊び、愛し、謙虚に学ぼう。
- 宮ヶ瀬湖と湖畔に、静謐さと夜の闇そして清浄さをつくりあげよう。
- 宮ヶ瀬湖の水質環境と周辺環境を、動植物たちの一員として、慎ましく共有しよう

### (2) 湖面・湖畔利用の理念に関する論議

- 宮ヶ瀬湖の基本は水質保全にある。その大命題を損なう行為は規制し、利用は自然を考える教育の場としての活用を基本とする。

- 静謐さと夜の闇そして清浄さは自然本来の姿である。よって、宮ヶ瀬湖を「野性動物の世界と満天の星が望める清潔な湖畔・湖面環境の創出の場」と定め、利用者はこれを遵守しなければならない。

〔これに伴う規制項目〕

- ① 打ち上げ花火や騒音の発生を原則として禁止すべきである。
- ② 拡声器放送の音量低下の協力を地域に要請する必要がある。
- ③ 屋外照明を必要最少限にとどめ、かつ高さや配光基準を限定するとともに、エネルギー効率に優れ誘蛾効果の薄いナトリウム灯等の導入を検討する必要がある。
- ④ 居住区域を除く利用区域と保護関連区域において、夜間から早朝までの人工照明と騒音発生の時間制限を明記する必要がある。
- ⑤ 保護関連区域における夜間から早朝までの一般車両の入場を規制するための方策を検討する必要がある。
- ⑥ 地域への有機物負荷増大を減ずるため、キャンプ場やスポーツ・レジャーおよび遊覧等で発生する廃棄物は所定の施設へ収納する他は持ち帰りを原則とすべきである。
- ⑦ その他、湖面や湖畔の利用によって、環境汚染や資源の減少など理念の保持が困難な事態が進行した場合、状況が復元するまでの期間、当該利用を制限または禁止することを明記すべきである。
- ⑧ 物理的環境と生物的環境のモニタリング調査を継続実施し、理念の保持に必要な情報を把握する。
- ⑨ ただし、管理者がとくに認めるイベント時における音や光は例外規定としてよい

### (3) 湖面のゾーニングに関する論議

- 自然環境と安全を確保するため、宮ヶ瀬湖の湖面環境計画に基づき湖面を湖面保全ゾーン・湖面利用緩衝ゾーン・湖面利用ゾーン・湖面利用制限ゾーンに区分し、遵守事項の厳守を義務付ける。
- 湖面での利用はこのうち、利用ゾーンと利用緩衝ゾーンに限定し、さらに利用方法別のゾーニングを行う。
- 安全確保のために必要な対策を講ずるが、安全に対するリスクは基本的に利用者が負うべきリスクであることを明記する。

〔これに伴う規制項目〕

- ① 宮ヶ瀬湖の湖面環境計画に基づく保全ゾーン・利用制限ゾーン・利用緩衝ゾーンは、一般利用を原則的に禁止する。
- ② 利用ゾーンは、さらに遊漁区・カヌー区・ボート区・遊覧船航路区等に区分するものとする。
- ③ 利用ゾーンは、別に定める遵守事項の厳守を条件に利用できるものとし、かつ安全に対するリスクは基本的に利用者のリスクであることを前提とした利用とする。

#### (4) 親水池とその周辺に関する論議

- 親水池と小川及びじゃぶじゃぶ池で構成されるこの地域は多様な生態系を創造する貴重な場になることから、ビオトープ周辺ゾーンとして位置付け、造成後は自然の遷移に委ねるものとする。
- 親水池と小川及びじゃぶじゃぶ池は本湖と異なり唯一安全な水域であることから青少年や幼児が自然と親しみ、自然を体験する場となる活用を主眼に置き、レジャー利用は原則として禁止する。

〔これに伴う規制項目〕

- ① 親水池では釣りを禁止し、釣り堀的利用はしない。
- ② 親水池では、エコスポーツの観点から、青少年のカヌー教室および親水の場を設けるなど、自然保護と安全管理に配慮した利用を図る。ただし、利用に係わる施設等は景観を損なわない彩りや形状に配慮する。
- ③ 小川や親水池は、いまは見えにくくなってしまった昆虫や両生類等のごく当たり前の生き物たちの繁殖の場として位置付ける。
- ④ 小川の生き物は自然繁殖を原則とするが、当初は在来消滅種等の増殖に努める。
- ⑤ 小川の生き物たちは川岸からの観察を原則とし、解説板等の配置を検討する。
- ⑥ じゃぶじゃぶ池は幼児や子供が水や魚とふれあう場とする。

#### (5) 湖畔のゾーニングに関する論議

- 湖周辺の良い環境を維持・創造するため、湖畔は拠点整備利用ゾーン・サブ拠点整備利用ゾーン・自然復元創造ゾーン・周辺自然ゾーンに区分し、遵守事項の厳守を義務付ける。



〔これに伴う規制項目〕

- ① 自然復元創造ゾーンと周辺自然ゾーンは、一般利用者の立ち入りを原則的に禁止する。
- ② 拠点整備利用ゾーンとサブ拠点整備利用ゾーンは、各ゾーンに明示する事項の遵守を条件にスポーツやレジャーが可能なゾーンとする。

(6) 舟艇運航に関する論議

- 湖水の水質を保全し安全を確保するため、舟艇運航に関する遵守事項の厳守を義務付ける。
- 遊覧船就航にあたっては、湖と自然の理解を深めることを目的とした活用を図る。

〔これに伴う規制項目〕

- ① 湖面に浮かべる艇は人力によるものを原則とし、緊急用や公共性のある一部を除きガソリンエンジンなど水面に油膜を形成する恐れがある動力の使用を禁止する。
- ② 艇は宮ヶ瀬湖管理者が許可するものに限定し、持ち込みによるフリーの利用を原則として禁止する。
- ③ 艇は定められた場所から発着し、定められた行動範囲と安全規定など宮ヶ瀬湖管理者が指示する事項を遵守して運航しなければならない。

(7) 湖内魚類資源に関する論議

- 湖内魚類資源の基本的な位置付けは、湖内の栄養塩類をバイオマスとしてストックし、これを釣り上げることで回収することに置く。
- 湖内および流入河川の増殖種はそれぞれの環境に適応する種で構成するが、原則として純系在来種をピラミッドの頂点とした魚類相の創出に努める。

〔これに伴う規制項目〕

- ① 給餌による養魚は原則として禁止する。
- ② 純系在来種の自然増殖を原則とするが、不足分を人工的に補いつつ河川と湖内生息系の維持復元に努める。
- ③ 流入河川と湖の接点はGAME REFUGIUM(狩猟動物の保護増殖区)として位置付け、ビオトープと同じ扱いにすることを原則とする。
- ④ 個人の放流行為を禁止する。

- ⑤ 神奈川県漁業調整規則が禁止するブラックバスとブルーギルの放流を禁止する。
- ⑥ 外来増殖種の移入にあたっては、科学的根拠と意義が明確になった段階で関係者間の協議により選定するものとする。
- ⑦ 現状で判断される増殖種は降湖型ヤマメとワカサギとする。なお、これらはモニタリング調査によって随時見直すものとする。

#### (8) 遊漁利用に関する論議

- わが国におけるゲームフィッシングのメッカとして節度あるフィッシングエリアの創出を目指し、釣りの新しい時代ニーズを受けた全国の模範となるべく遊漁利用と管理の在り方を構築する。
- ただし、釣利用の基本は理念を損なわない範囲での釣客の受入れとし、釣客は基本の保持を徹底するため、利用規則を遵守することを約束する個人で構成する会員制の受入れを原則とする方式を検討する。
- また、欧米型のキャッチ&リリースを主体とするゲームフィッシングは宮ヶ瀬湖に馴染まない。特に、湖内で自然増殖が予想されるサケ・マス類はリリース効果の極めて薄い魚種であり、釣魚の食用利用を原則とする釣りマナーの教育・啓蒙の場として宮ヶ瀬湖を位置づける。

#### 〔これに伴う規制項目〕

- ① 神奈川県漁業調整規則が禁止するヤマメの禁漁期間は、ワカサギ釣を除く全ての遊漁を禁止する。
- ② 釣りはボート使用を原則とし、急斜面の多い宮ヶ瀬湖では安全性の確保のため、陸域からの釣りを全面的に禁止する。ただし将来に向けて、ボートの利用が出来ない子女などのために、釣り専用浮棧橋等の整備を検討する必要がある。
- ③ ボートの使用に際し、ライフジャケットの着用とボートに用意する容器でのゴミの持ち帰りを義務付ける。
- ④ 水質汚濁につながる撒き餌釣りを厳禁する。また、分解が極めて遅い恐れのある疑似餌の使用も同様とする。
- ⑤ 破損した釣り針やテグスを放棄してはならない。また、水中で分解可能なテグスの使用を原則とする。
- ⑥ 宮ヶ瀬湖は基本的にルアー・フライフィッシングの専用釣場とする。ただし、ワ

カサギ釣は期間を限定し、餌釣を認めるものとする。

- ⑦ 餌釣は釣り具と餌の持ち込みを禁止し、遊漁センター等が貸し出す釣り具と餌で行うことを原則とする。
- ⑧ 釣りボートは貸しボートに限定し、所定の棧橋以外から発着してはならない。
- ⑨ 釣りボートは所定の遊漁ゾーン以外で行動してはならない。
- ⑩ 釣りボートの動力としてエレキを認め、使用はバッテリーと共に遊漁センターが貸し出すものに限定する。
- ⑪ 当面、釣りボート発着棧橋は1ヶ所とし、これを基準とした釣りボートの規模とする。

#### (9) 野鳥に関する論議

- 湛水が進み浮島等の植生が豊かになると、各種の野鳥が飛来する。これらの鳥類はサンクチュアリー等で保護する必要がある半面、人工的環境に適応するカラスやハトならびに大型渡り鳥等の糞害を避けるため、野鳥飛来のマイナス面にも留意した対応への努力が必要である。

〔これに伴う規制項目〕

- ① 飛来する野鳥類は自然の現象に委ね、コブハクチョウ等の野鳥やアヒル等の飼育種の移入を禁止する。
- ② 富栄養化の一因になるカモ類やハクチョウ等の過剰な排泄物を防ぐため、餌付けにつながる餌の投与を禁止する。
- ③ 生ゴミが外から見えない厚い蓋を備えた容器の整備等の協力を促す。
- ④ 橋梁等、ハトが群がる場所のプロテクター整備を検討する。

#### (10) 学習教育機能およびモニタリング調査に関する論議

- 宮ヶ瀬湖を中心とした地域は、湖・湖畔・川・森などの自然と生物に親しみ、自然の仕組みを知り、人と自然との係わりを考え、人が自然に対して何をなすべきかを学ぶ条件を備えており、将来に向けてこれを推進する方向の努力が求められる。
- 野性生物に望ましい生息環境は不明な点が多い。よって、環境変化や生物相の変遷および資源量の変化を把握するためのモニタリング調査の継続が欠かせない。
- 宮ヶ瀬湖や流入河川を、研究開発の場として、また自然教育の場として活用するこ



とを目指す。

〔これに伴う規制項目〕

- ① 環境保全と生物相を保全するため、必要なモニタリング調査を継続実施する。
- ② 研究内容を審査した上で、ビオトープや谷戸を研究開発に限って調査と実験を許可する。
- ③ バードサンクチュアリーをビオトープと散気装置浮島などで整備し、陸上およびカヌーや遊覧船等からのバードウォッチングを可能にする。
- ④ 自然観察会を定期的を開催する。
- ⑤ 自然観察の指導や巡回監視を行うためのスタッフとして、指導員制度の導入を図り、かつ指導員に対する司法警察員の権限委譲の可能性を検討する。

#### 4. 憲章に盛り込むべき事項

- 宮ヶ瀬ダムがつくられた意義
- 山・川・湖を含めた地域全体のあり方
- 利用にあたっての基本姿勢
- 利用者の心構え

#### 5. 今後の対応

- 憲章の文章は小学5年生程度の国語レベルに合わせた表現にする。
- 国語学者の意見を聞いて、表現上の精査を行う。
- 宮ヶ瀬湖及び周辺地区を含めた理念を提示することになるため、地域代表を含めた広範囲の学識経験者による「憲章策定委員会」を組織して、具体的な文案をつくる必要がある。
- 宮ヶ瀬湖の湛水時に合わせて、憲章の発表を行うイベントを開催し、パブリシティ等を活用して広く県民にPRする。

#### 6. 宮ヶ瀬友の会（仮称）の設立について

- 憲章の理念を広く普及し、実現するため〔宮ヶ瀬友の会〕（仮称）を設立する。
- 友の会は宮ヶ瀬湖等の環境保全や利用にあたっての理解を深めるとともに、広く利用者に呼びかけ、憲章の理念を実現するための組織としての役割を担うものとする。

- 友の会の会員は、宮ヶ瀬湖等の環境保全と利用に対するボランティア活動に賛同する人から広く募集する。
- 友の会は次のような活動を行う。
  - ① 憲章内容を実践するため、湖等で行われる環境学習・自然学習・エコスポーツ活動等に対して積極的に参加するとともに、これらの活動を支援する。
  - ② 憲章内容を遵守する広報活動を行い、利用者に対して湖の環境保全と利用の秩序ある共生を推進する。
  - ③ 環境保全活動の一環として、湖周辺のゴミ清掃や美化運動を実践する中核的役割を担う。
- 友の会は、会の目的に賛同し、活動に参加する人々等によって構成し、会の運営は会員相互の協力により行う。会の活動は、財団と連携をとりながら進める。

# 1. 検討委員会における検討経過

## 1. 検討委員会における検討経過

平成7年度

## 2. 宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会設置要綱

検討委員会設置要綱（案）及び委員会設置について協議した事された。

（検討委員会設置年月日は平成7年12月18日）

○委員会での検討する基本的考え方、検討の進め方、今後検討すべき項目の絞り込み。

### 第2回検討

○現地視察「宮ヶ瀬湖及び宮ヶ瀬湖周辺」の実施。

○宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会資料により、宮ヶ瀬湖の管理条件、利用条件、環境条件、湖面利用の事柄、貯水池内資源の検討事項、部分修正。

### 第3回検討

○宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会資料により、湖面利用環境の検討、湖面利用事業内容の検討事項。

○宮ヶ瀬湖の環境保全を目的とした湖面利用に関する湖湖規定「宮ヶ瀬湖湖湖（仮称）」の策定・周知方法、飲水施設、釣り施設、遊歩道の確保、魚道の整備、貯水池・小川の活用方法、野鳥・大型動物観察の場の検討。

### 第4回検討

○宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会資料により、湖面利用環境の検討、湖面利用事業内容の再審議、部分修正。

○釣り人への対応、植生生態・自然観察、釣り施設の整備、自然遊歩道の成立、貯水池・小川の活用方法、フォッサノ湖人の検討。

○中間報告書を取りまとめることでも了承される。



# 1. 検討委員会における検討経過

<p>平成7年度 第1回検討</p>	<p>○宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会設置要綱（案）及び委員会運営について協議し了承された。 〔検討委員会設置年月日は平成7年12月18日〕</p> <p>○委員会での検討する基本的考え方，検討の進め方，今後検討すべき項目の絞り込み。</p>
<p>第2回検討</p>	<p>○現地視察「宮ヶ瀬湖及び宮ヶ瀬湖周辺」の実施。</p> <p>○宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会資料により，宮ヶ瀬湖の背後条件，前提条件，環境条件，湖面利用の事例，貯水池内資源の検討審議，部分修正。</p>
<p>第3回検討</p>	<p>○宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会資料により，湖面利用構想の検討，湖面利用事業内容の検討審議。</p> <p>〔宮ヶ瀬湖の環境保全を目的とした湖面利用に関する倫理規定「宮ヶ瀬湖憲章（仮称）」の策定・周知方法，放流魚種，釣り施設，産卵場の確保，魚道の整備，親水池・小川の活用方法，野鳥・大型動物観察の場の検討。〕</p>
<p>第4回検討</p>	<p>○宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会資料により，湖面利用構想の検討，湖面利用事業内容の再審議，部分修正。</p> <p>〔釣り人への対応，種苗生産・自然増殖，釣り施設の整備，自然環境保護の確立，親水池・小川の活用方法，チョウザメ導入の検討。〕</p> <p>○中間報告書を取りまとめることでは了承される。</p>

<p>平成 8 年度 第 1 回検討</p>	<p>○平成 8 年度の調査検討計画とスケジュール，平成 7 年度中間報告書主意の再確認，平成 7 年度検討委員会における主要意見に基づく課題の整理，湖面利用事業計画の概要の検討。</p>
<p>第 2 回検討</p>	<p>○第 1 回検討委員会における検討課題，湖面利用事業計画（案）の継続審議，親水池利用に関する調査研究会検討要旨，宮ヶ瀬湖憲章（仮称）に盛り込むべき湖面利用等に関する項目の検討。</p>
<p>第 3 回検討</p>	<p>○宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会報告書（案）により，湖面利用事業計画（案），親水池利用に関する調査研究会検討要旨の再審議・部分修正，宮ヶ瀬湖憲章（仮称）の必要性の整理・検討。</p> <p>○宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会報告書（案）了承される。</p>

## 2. 宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会設置要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、宮ヶ瀬ダム貯水池「宮ヶ瀬湖」の湖面利用の一つとして、増殖可能でかつ、地域振興施策の一つとして有効と考えられる「魚類」について調査研究することにより、ダム湖の健全な湖面利用を図るために設置する委員会の組織並びに運営に関して必要な事項を定める。

### (設 置)

第2条 前条に定める調査研究を行うため、「宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会」を設置する。

### (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 宮ヶ瀬湖有効利用のための利用計画の調査検討。
- (2) 宮ヶ瀬湖における魚類の有効利用に関する調査検討。
- (3) その他、目的達成のために必要な事項。

### (構 成)

第4条 委員会は、別表に記載する委員で構成する。

委員会に、委員長及び副委員長を置く。

委員長は、委員の互選による。

副委員長は、委員長が指名する。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その座長となる。

### (関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて所掌事項に関係のある者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第7条 委員会にワーキンググループを置くことができる。ワーキンググループは、委員会の所掌事項にかかわる課題を整理し、委員会に提出する原案の協議調整を行う。

### (庶 務)

第8条 委員会及びワーキンググループの庶務は、財団法人宮ヶ瀬ダム周辺地域振興財団事務所が処理する。



(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長がこれを定める。

付 則

この要綱は、平成7年12月18日から施行する。

別 表 (第4条関係)

区分	氏 名	所 属	備 考
委員長	野村 稔	東京水産大学名誉教授 兼社団法人新魚種開発協会会長	
副委員長	石田 力三	北里大学水産学部講師 兼水産環境研究所長	
委員	浅枝 隆	埼玉大学工学部助教授	
委員	柴田 敏隆	コンサーベィションリスト (天然資源, 自然環境保護管理論者)	
委員	菊地 光男	神奈川県内水面漁業協同組合連合会長	
委員	氏家 清彦	宮ヶ瀬ダム工事事務所長	
委員	城条 義興	神奈川県水産総合研究所内水面试験場長	
委員	常松 伴文 藤井 弘志	神奈川県企画部やまなみ計画調整担当課長	H8.03.31まで H8.04.01から
委員	陌間 輝	宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長	